

葉山町障害者福祉計画

(素案)

素案の記載内容については、今後、一部追加及び修正を行うことがあります。

また、第4章の各種数値は、現時点のものであり、今後変動することがあります。

平成 2 1 年 3 月
葉山町

目 次

第 1 章	計画の推進	1
1	計画策定にあたって	3
(1)	計画策定の背景	3
(2)	計画策定の趣旨	6
2	計画の性格と期間	7
(1)	計画の性格	7
(2)	計画の期間	8
(3)	計画の対象者の範囲	8
第 2 章	障害者（児）の現状と課題	9
1	障害者数の推移	11
2	身体障害者	12
3	知的障害者	13
4	精神障害者	14
5	障害福祉サービス等の利用状況	15
6	アンケート調査結果の概要（障害のある人・一般町民）	17
7	アンケート調査結果の概要（事業所・地域作業所）	33
第 3 章	障害者施策の方向（障害者計画）	41
1	基本的な考え方	43
2	施策の体系	47
第 4 章	障害福祉サービス及び地域生活支援事業の方向（障害福祉計画）	75
1	障害福祉サービスの全体像	77
2	障害福祉サービス等の概要	78
3	障害福祉サービス及び相談支援の見込み	80
4	地域生活支援事業の概要	83
5	地域生活支援事業の見込み	84
6	サービスの確保策（円滑な運営に向けて）	86
7	平成 23 年度における目標値	87
第 5 章	計画の推進	91
1	計画の推進のために	93
2	推進体制の整備	93
資料編（最終案には計画に関する資料を掲載予定）		

第 1 章

計画の概要

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

我が国では、障害のある人の完全参加と平等を実現するために「障害者対策に関する長期計画」が策定され、障害者施策が総合的に展開されてきました。

中でも平成5年に制定された障害者基本法においては、障害のある人の自立と社会参加をさらに推進するため、国の障害者施策に関する計画（障害者基本計画）の策定が義務づけられ、これを受けて障害者に関する新長期計画及びその重点施策実施計画が実施されてきました。

平成15年4月には、身体障害者・知的障害者及び障害児に対する支援費制度が導入されたことにより、障害福祉サービスのあり方は従来の行政が利用するサービスを決める措置制度から、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する制度へと大きな転換が行われました。

この結果、サービス利用者数が大きく増加する一方で、サービス提供体制に大きな地域格差が生じていること、精神障害者に対するサービスが支援費制度の対象となっていないこと、地域生活移行や就労支援への対応が不十分なことなどの問題が表面化し、障害のある人が地域で安心して暮らせるための基盤の整備が大きな課題となってきました。

これらの課題に対応すべく、平成18年4月から、障害者自立支援法が施行されました。この障害者自立支援法では、精神障害を含め、すべての障害のある人に共通の制度の下で一元的にサービスを提供できるよう、障害者施策の一元化、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の抜本的強化など、施設・事業の再編が行われています。

葉山町では既に、平成12年に「葉山町障害者福祉計画」を策定し、平成17年にはこの計画の見直しを行い、障害者施策の計画的な推進に努めてきたところです。また、平成19年には、障害者自立支援法に対応した「葉山町障害福祉計画」を策定しました。

計画が期間満了を迎えるにあたり、これまでの取り組みを継続しつつ、実態調査等の結果を踏まえ、新たな「障害者計画」「障害福祉計画」を策定する必要があります。

障害者施策をめぐる最近の動き

■ 障害者自立支援法の施行 ■

平成17年10月に障害者自立支援法が成立しました。この法律では、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度の下で市町村が一元的に提供する仕組みとする、障害のある人が持てる能力を発揮し「働ける社会」を目指す、全国どこにいても公平なサービスを利用できるための手続きや基準の透明化、明確化を図る、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し、支えあう仕組みを強化することなどがポイントです。

障害者自立支援法は平成18年4月から施行され、10月から法律に基づく具体的なサービスの提供が実施されています。

■ 発達障害者支援法の施行 ■

平成17年4月から発達障害者支援法が施行されました。発達障害は、症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることから、この法律では、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。また、発達障害者への学校教育における支援及び就労の支援並びに発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることを目的としています。

■ 障害者雇用促進法の改正 ■

働いている、働くことを希望する障害のある人を支援するため、就業機会拡大を図るための各種施策を推進することを目的に、障害者雇用促進法が改正され、平成18年4月から施行されました。具体的には、精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害福祉施策との有機的な連携が盛り込まれています。

■ 学校教育法等の一部改正 ■

平成19年4月から、「特殊教育」は、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に転換し、また、盲・ろう・養護学校は特別支援学校への転換が行われました。

■ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 ■

「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が廃止され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」として一本化され、平成18年12月から施行されています。

■ 「障害者権利条約」の成立 ■

平成18年12月、第61回国連総会において、障害のある人に対する差別を禁じ、社会参加を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。障害のある人を対象にした人権条約は初めてで、世界人口の約1割、約6億5,000万人（国連推計）とされる障害のある人の権利拡大につながるものと期待されています。なお、この条約は20か国が批准した時点で発効するものであり、我が国においても批准に向けた制度の整備等の準備が進められています。

(2) 計画策定の趣旨

障害のある人を取り巻く社会情勢は日々変化し、障害のある人や介護者の高齢化や障害の重度化、重複化などとあいまって、障害者施策へのニーズも多種・多様化しています。

こうしたなか、障害のある人にとって最も身近な行政主体である市町村が、地域における行政の中核機関として、福祉施設等のサービス提供事業者や国及び県の所管する機関との連携体制を構築し、障害のある人に適切なサービスを提供できる体制を整備する必要があり、平成16年の障害者基本法改正により市町村における「障害者基本計画」の策定が義務づけられています。

葉山町においては既に、平成12年に「葉山町障害者福祉計画」を策定し、障害のある方がその障害ゆえに不利益が生じることのない、また、生きがいを持ち安心して暮らせる町づくりを目指して障害者施策の推進を図ってきました。

また、平成17年には、法律や制度の変化に対応するため、実態調査や前計画の施策別評価などを踏まえた計画の見直しを行い、平成19年には障害者自立支援法に基づく「葉山町障害福祉計画」策定し、障害福祉サービスの推進に努めてきました。

「葉山町障害福祉計画」は本年度で計画期間満了を迎えます。葉山町ではこの機会を捉え、近年の障害のある人を取り巻く大きな制度変化に対応するために「葉山町障害者計画」を1年早く見直し、第2期となる「葉山町障害福祉計画」と一体的に策定し、障害者施策のさらなる推進を目指すものです。

なお、本計画においては、可能な限り「障害者」という表現に替えて「障害のある人」という表現を使っています。

障害という言葉には否定的な意味合いが強く含まれ、これを避けるために「障碍者」あるいは「障がい者」という表現を使っている例もみられ、本計画策定の委員会においても、当事者や家族の声を参考にしつつ、これらの表現の可能性について検討しました。その過程で、この課題の根幹には単に表記の方法にとどまらない問題が含まれていると思われること、そのため町が単独で表現方法を変えることでよしとするのではなく、今後、国民的議論を経て「障害者」に替わる適当な表現を作り出す必要性を問題提起とし、現時点では「障害のある人」という表現を使うこととします。

ただし、国の法令などに基づく制度や固有名詞などの標記は従来そのままとします。

2 計画の性格と期間

(1) 計画の性格

- ・この計画は、障害者計画と障害福祉計画を一体的に定めた計画です。
- ・この計画は、国及び県の障害者計画の内容を踏まえるとともに、葉山町総合計画、高齢者保健福祉計画、次世代育成支援行動計画など、町の他の計画との整合性を図りながら策定しています。
- ・この計画は、アンケート調査や委員会などによる町民意見を反映して策定しています。

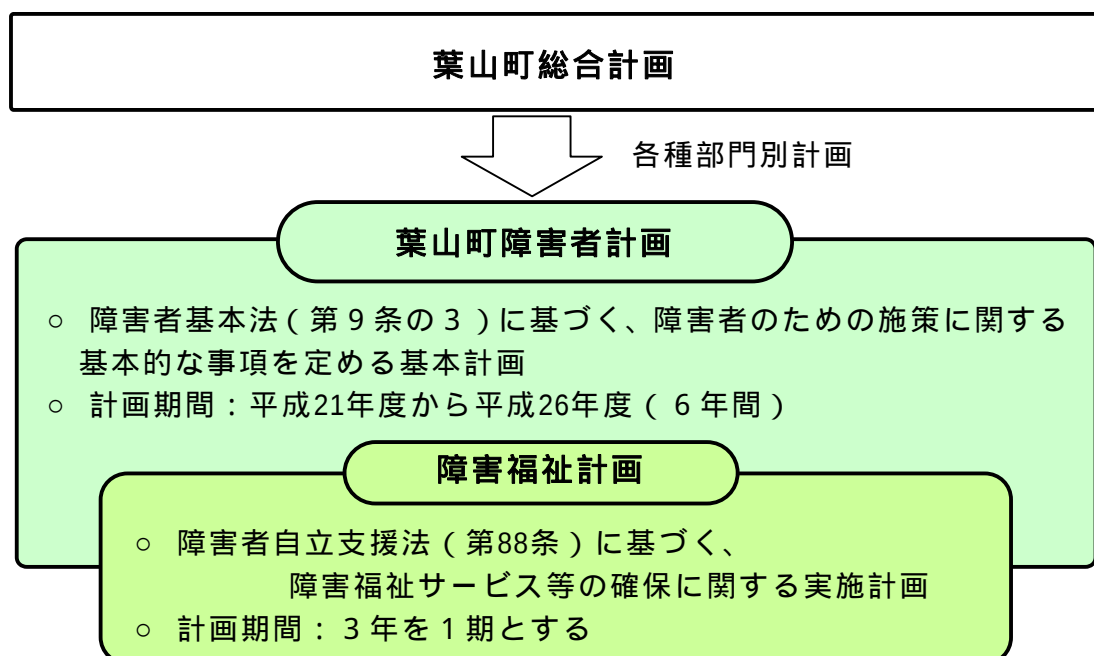
障害者計画

障害者基本法第9条の3に定める市町村障害者計画として策定されるものです。障害者計画は基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

障害福祉計画

障害者自立支援法第88条において策定を定められている市町村障害福祉計画として策定されるものです。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

■ 「障害者計画」「障害福祉計画」の位置づけ ■

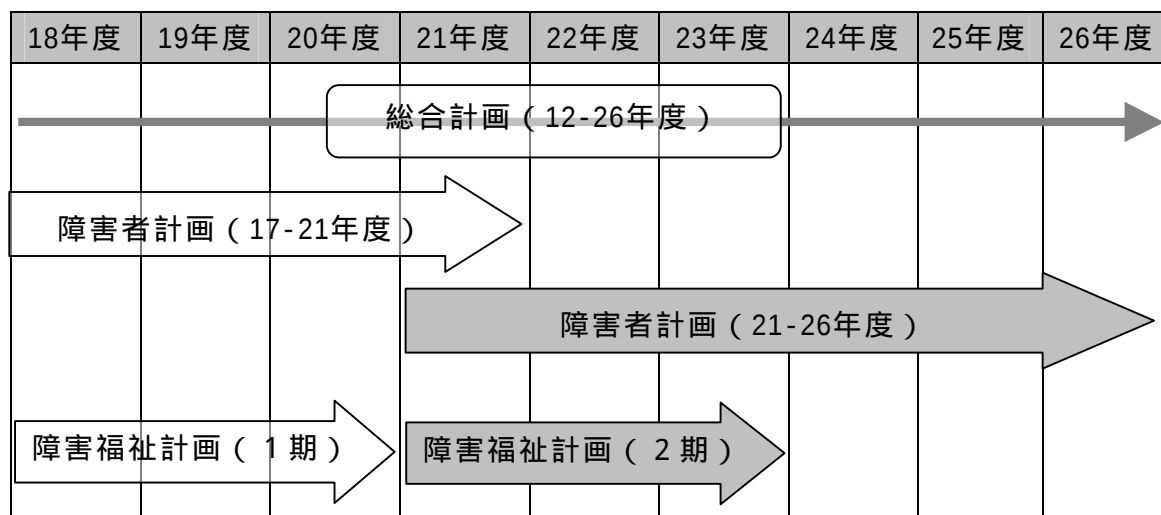


(2) 計画の期間

障害者計画は、町の総合計画の期間に合わせて、平成21年度から平成26年度までの6年間を計画期間とします。

障害福祉計画は、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とします。

■ 計画の期間 ■



(3) 計画の対象者の範囲

この計画における「障害者」とは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者（知的障害者を除く）のうち18歳以上である者をいいます。

「障害児」とは、児童福祉法に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいいます。

また、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）や高次脳機能障害など、現在の障害者手帳制度及び障害者自立支援法に規定される障害福祉サービスの対象とはなっていない人がいます。しかし支援を必要とする障害のある人については、療育、教育、就労や生活への支援など町の実施する障害福祉施策の対象として捉え、今後の取り組みの充実を図る必要があります。

第2章

障害者（児）の現状と課題

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）や高次脳機能障害など、現在の障害者手帳制度の対象とはなっていない人がいます。

これらの障害に関しては、現行の制度ではいわゆる「制度のはざま」となっており、その数を把握することも困難な状況です。このため、第2章における「障害者（児）の現状」においても、その具体的な数や意向を示すことができません。「制度のはざま」を解消するためにも、対象となっている人の数やニーズを捉えていくことそのものが、これらの障害における大きな課題といえます。

1 障害者数の推移

町の障害者数（平成20年4月1日現在 各手帳所持者数）は全体で1,069人、その内訳は身体障害者が848人、知的障害者が96人、精神障害者が125人となっています。

総人口に占める障害のある人の割合をみると、身体障害者は2.55%、知的障害者は0.29%、精神障害者は0.38%となっています。

各障害とも年々若干の増減があるものの、総人口に占める割合はほぼ横ばいで推移しています。

■ 町の障害者数 ■

（単位：人）

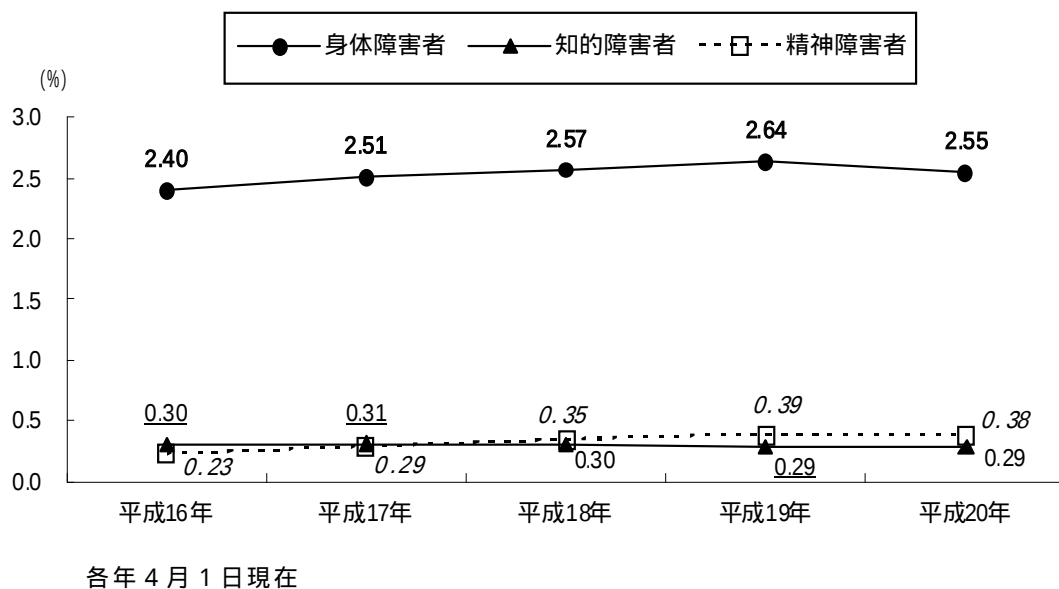
区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
総人口	31,504	31,531	31,711	31,919	33,241
身体障害者	756	790	816	842	848
内18歳未満	15	14	16	16	13
知的障害者	94	99	94	91	96
内18歳未満	16	22	22	21	17
精神障害者	72	92	112	124	125

総人口：住民基本台帳（各年4月1日現在・平成20年は11月1日現在）

身体・知的：葉山町障害者台帳（各年4月1日現在）

精神：神奈川県精神保健センター「精神保健福祉の現状」（各年3月31日現在）

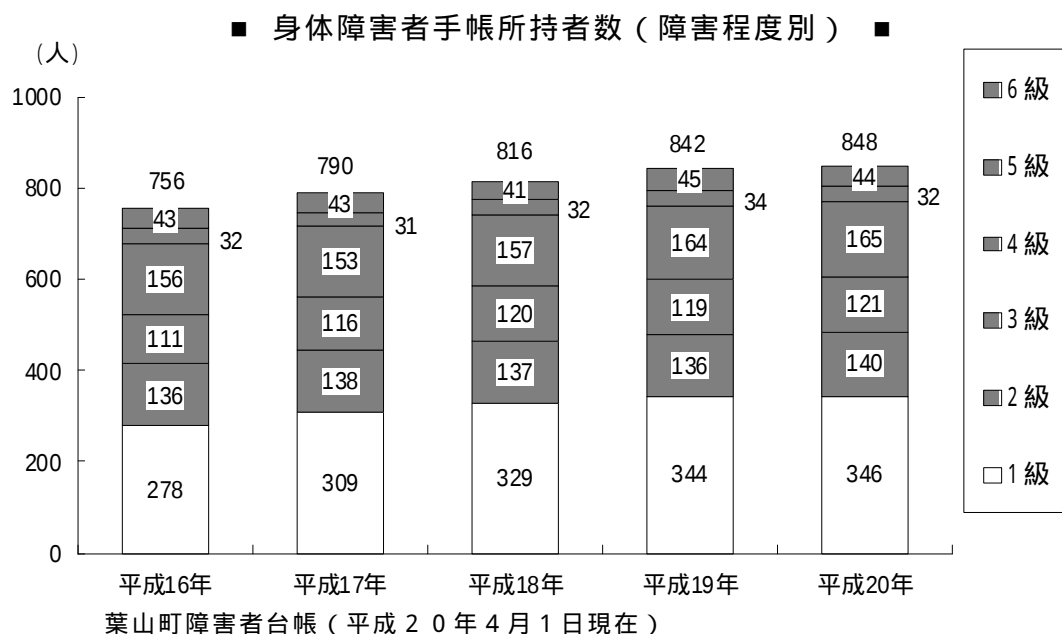
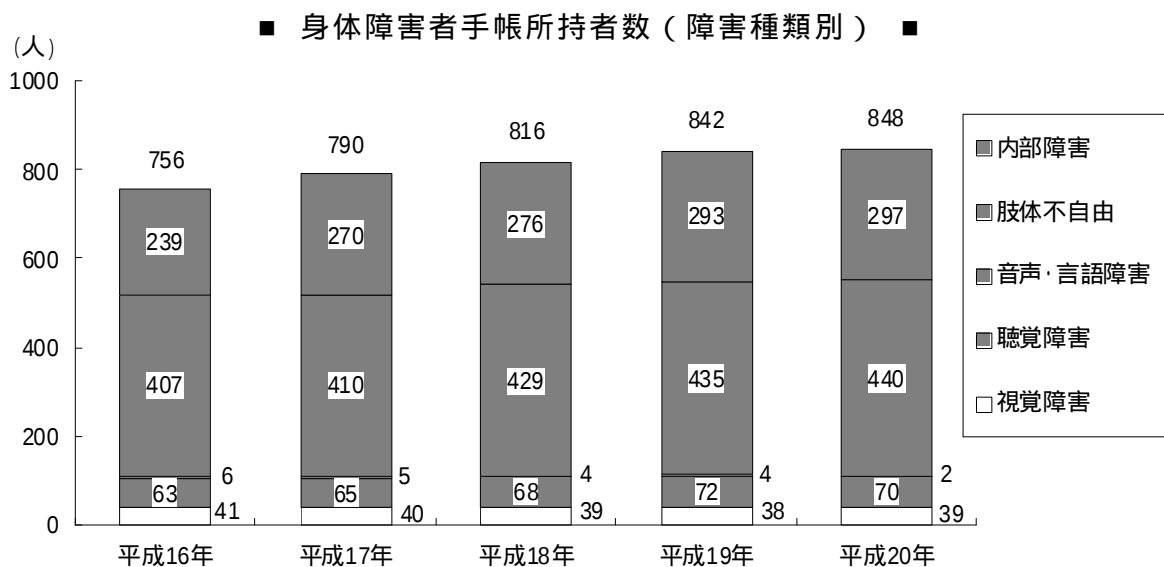
■ 総人口に占める障害のある人の割合の推移 ■



2 身体障害者

平成20年4月1日現在における身体障害の種類別の状況は、肢体不自由が440人（全体の51.9％）と最も多く、次いで内部障害297人（同35.0％）、聴覚障害70人（同8.3％）、視覚障害39人（同4.6％）の順となっています。

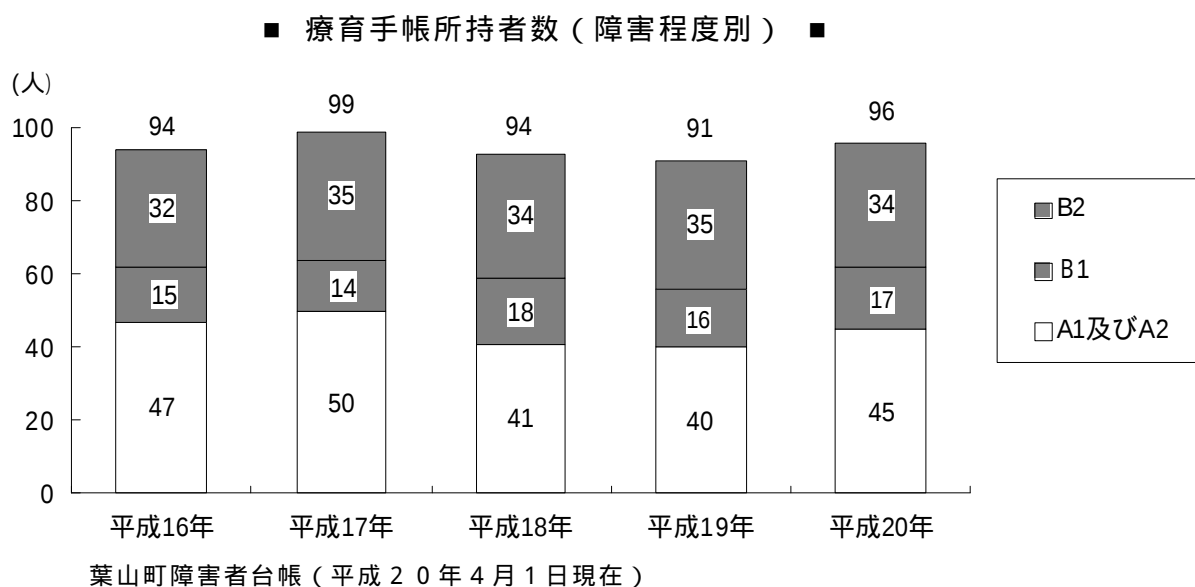
平成16年の状況と比較すると、障害種類別では音声・言語障害は減少していますが、内部障害と身体障害は増加しています。また、障害程度別では1級の占める割合が増加しています。



3 知的障害者

平成20年4月1日現在における知的障害の程度別の状況は、A1及びA2が45人（全体の46.9％）、B1が17人（同17.7％）、B2が34人（同35.4％）となっています。

平成16年の状況と比較すると、全体としてほぼ横ばいの状態が続いています。



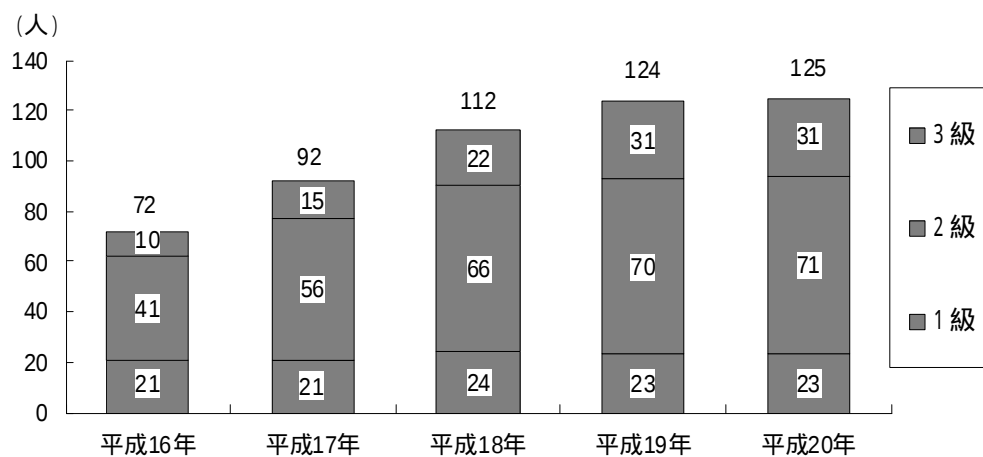
4 精神障害者

平成20年5月末現在における精神障害者手帳所持者の程度別の状況は、1級が23人(手帳所持者数合計の18.4%)、2級が71人(同56.8%)、3級が31人(同24.8%)となっています。

平成16年の状況と比較すると、制度の定着に伴い全体的に著しい増加傾向がみられます。また、程度別では特に2級と3級が増加しています。

なお、精神障害に関する通院医療費公費負担制度の利用者数は平成20年では243人となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数(障害程度別) ■



(単位:人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
通院医療費公費負担制度利用者数	229	248	231	244	243

神奈川県精神保健センター「精神保健福祉の現状」(各年3月31日現在)

平成20年は5月末現在

5 障害福祉サービス等の利用状況

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの利用実績は、以下のとおりです。
(平成20年3月提供・4月審査分)

サービス種類	支給決定者数	利用者数	利用回数
訪問系サービス	27人	18人	251時間
居宅介護	27人	18人	251時間
うち身体介護中心	15人	10人	123時間
うち通院介助中心(身体あり)	0人	0人	0時間
うち家事援助中心	23人	11人	128時間
うち通院介助中心(身体なし)	0人	0人	0時間
うち通院等乗降介助	0人	0人	0回
重度訪問介護	0人	0人	0時間
行動援護	0人	0人	0時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	
日中活動系サービス	10人	9人	134人日
生活介護	6人	6人	99人日
自立訓練(機能訓練)	0人	0人	0人日
自立訓練(生活訓練)	0人	0人	0人日
宿泊型自立訓練	0人	0人	0人日
就労移行支援	2人	1人	3人日
就労移行支援(養成施設)	0人	0人	0人日
就労継続支援(A型)	0人	0人	0人日
就労継続支援(B型)	1人	1人	20人日
児童デイサービス	10人	10人	58人日
短期入所	23人	5人	12人日
療養介護	0人	0人	0日
居住系サービス	13人	13人	375日
共同生活介護	13人	13人	375日
共同生活援助	0人	0人	0日
施設入所支援	1人	1人	31日
旧法施設支援費(入所)	20人	20人	586日
旧身障入所更生施設	2人	2人	62日
旧身障入所療護施設	1人	1人	31日
旧身障入所授産施設	0人	0人	0日
旧知的入所更生施設	14人	14人	411日
旧知的入所授産施設	3人	3人	82日
旧知的通勤寮	0人	0人	0日
旧法施設支援費(通所)	31人	31人	473人日
旧身障通所更生施設	0人	0人	0人日
旧身障通所療護施設	0人	0人	0人日
旧身障通所授産施設	0人	0人	0人日
旧知的通所更生施設	6人	6人	77人日
旧知的通所授産施設	25人	25人	396人日
小計(新体系サービス)	74人	46人	
小計(旧体系サービス)	51人	51人	
サービス利用計画作成費	0人	0人	
総計	139人	111人	

各サービスの説明はP78を参照

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の利用実績は、以下のとおりです。
 (移動支援は平成20年3月提供・4月審査分、その他は年間利用分)

サービス種類	利用者数	利用回数
障害者相談支援事業		
支援センター風		915 人/年
地域生活サポートセンターとらいむ(2市1町)		延 4,709 人/年
コミュニケーション支援事業		
手話通訳者派遣(聴障者、団体、行政等)	17 人	78 回/年
手話通訳者設置(聴障者、健聴者等)	9 人	57 人/年
日常生活用具給付事業	89 人	273 件/年
移動支援事業	25 人	316 時間/月
地域活動支援センター事業(2市1町)	16 人	延 4,038 人/年
日中一時支援事業	1 人	104 時間/年

各サービスの説明はP83を参照

障害者自立支援法とは別に、町単独の福祉サービスの利用実績は、以下のとおりです。(平成19年度年間利用分)

サービス種類	サービス内容	利用者数	利用回数
雇用報奨金支給事業	障害のある人を雇用する事業者に雇用報奨金を支給	9 人	(事業所)
訪問入浴サービス	自宅での入浴が困難な重度障害者に入浴車が訪問し、入浴サービスを行う	2 人	95 回/年(月4回)
ふとん乾燥サービス	在宅の重度障害者にふとん乾燥車が訪問し、ふとん乾燥サービスを行う	19 人	38 回/年(年2回)
送迎サービス	移動が困難な重度障害者にハンディキャブにより送迎を支援	68 人	378 回/年
補装具給付事業 国・県補助あり	日常生活を容易にする補装具の購入・修理費を助成	62 人	79 件/年
住宅設備改良費補助事業 国・県補助あり	重度障害者の在宅生活を支援するため、住宅改良費用を助成	5 人	・屋外手摺設置工事 ・ドア取替え及び附帯工事 ・外部スロープ工事 ・屋内手摺設置工事 ・屋外用階段昇降機設置工事
重度障害者燃料費助成事業	重度障害者の社会参加促進を図るため、燃料費の助成またはタクシー券を交付	78 人	(月10ℓ)
タクシー券助成事業		337 人	(1回600円 年間24枚)
施設入所・通所移送費助成事業	障害者施設の入所・通所に係る交通費を助成	65 人	(自宅から施設)

6 アンケート調査結果の概要（障害のある人・一般町民）

計画策定にあたり、身体障害者、知的障害者、精神障害者の生活実態や要望等を把握することを目的に、「葉山町福祉に関するアンケート調査」を実施しました。その主な結果は以下の通りです。

調査の概要

（１） 調査対象

障害のある人

町内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方及び精神障害者自立支援医療の受給者の方
一般町民

町内在住の18歳以上の町民から無作為に抽出した300人

（２） 調査期間

平成20年8月15日（金）～8月29日（金）

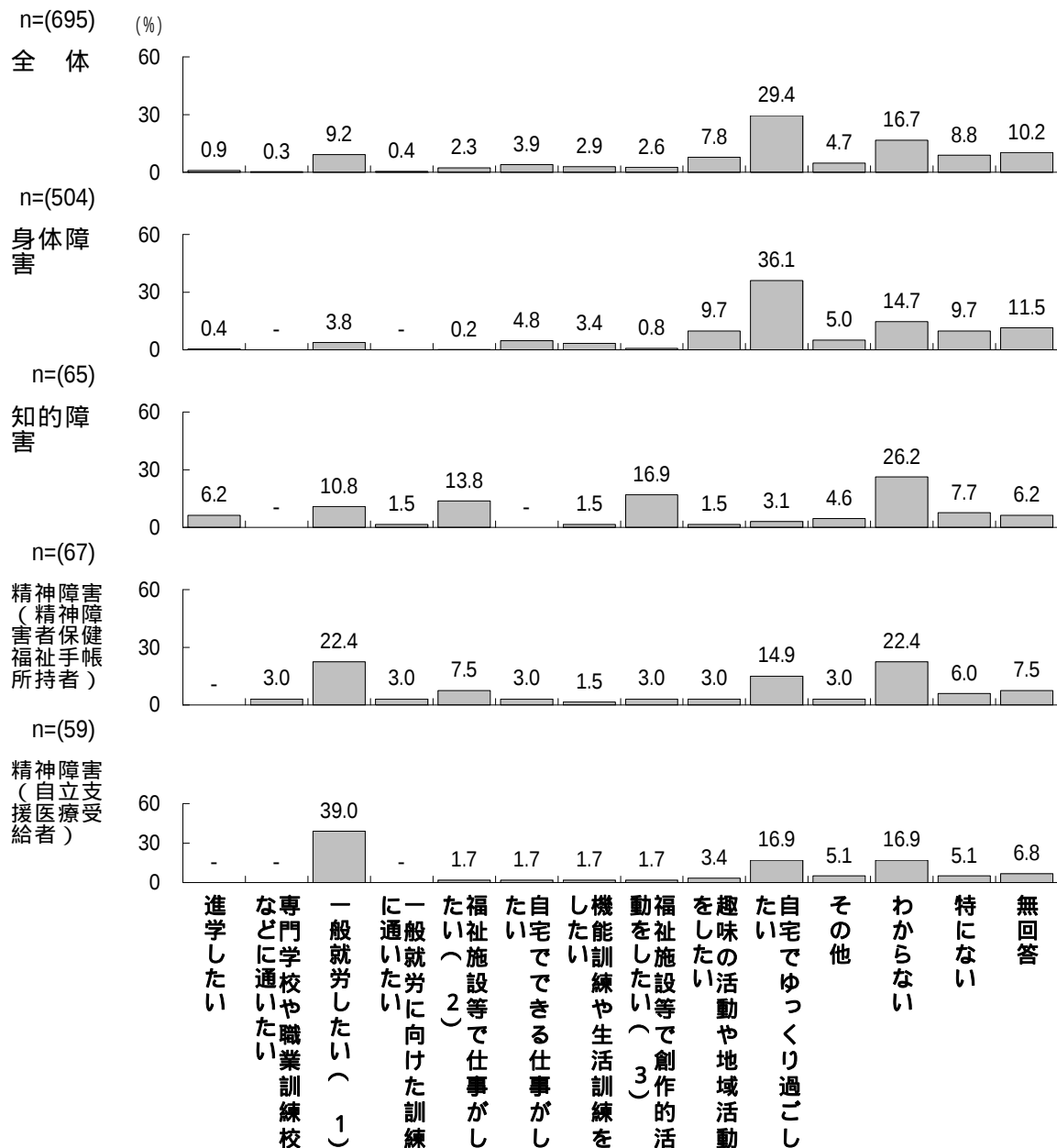
（２） 発送・回収数

	発送数	有効回収	回収率
全 体	1,517	838	55.2%
身体障害者手帳の所持者	857	504	58.8%
療育手帳の所持者	110	65	59.0%
精神障害者保健福祉手帳の所持者	115	67	58.3%
自立支援医療の受給者 （精神障害者保健福祉手帳所持者は除く）	135	59	43.7%
一般町民	300	143	47.7%

1 . 障害のある人の調査結果概要

1 日常生活について

(1) 5 年後に希望する過ごし方



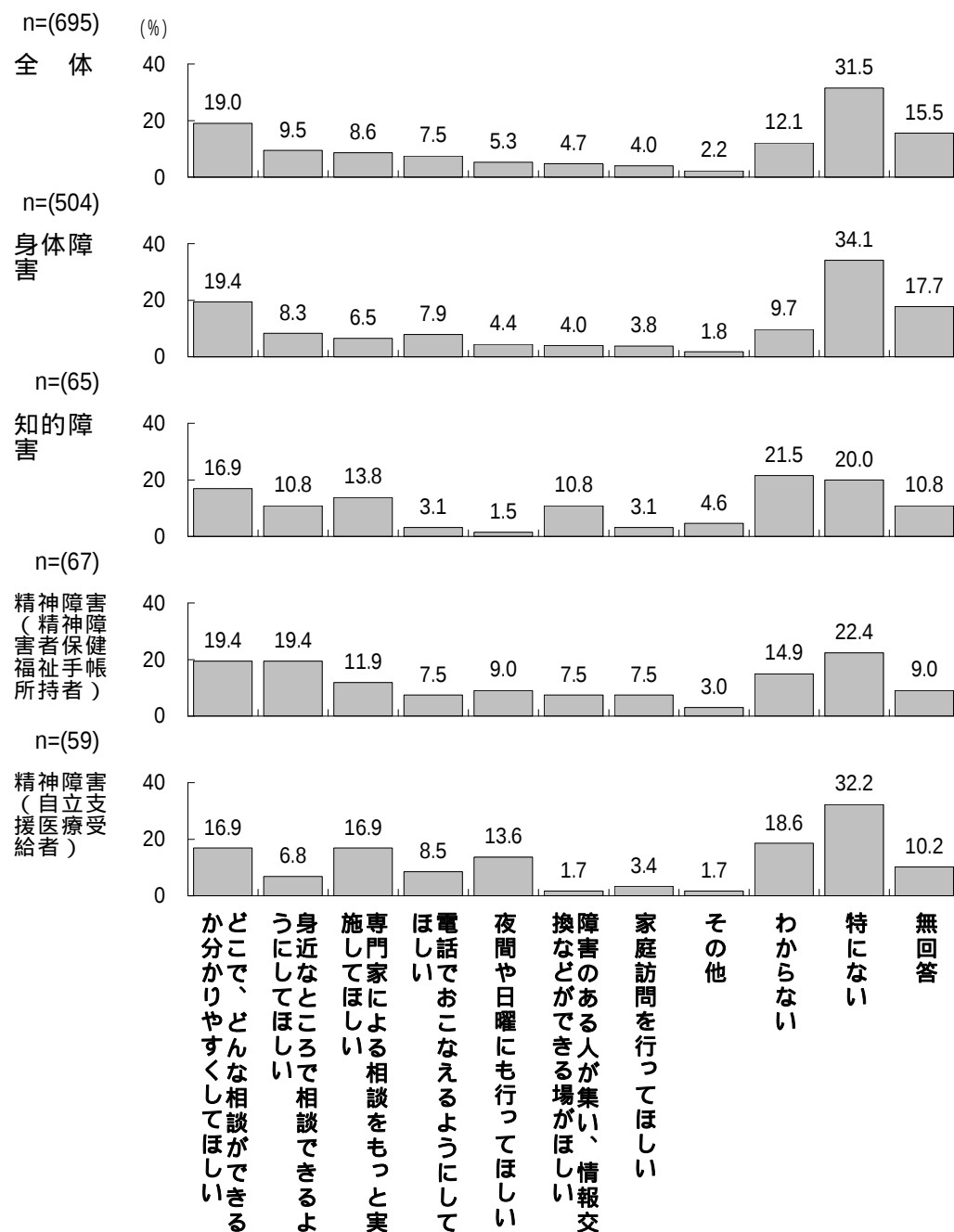
1 「一般就労」は、企業や自営業等で働くことです。(起業含む)

2 「福祉施設等」は、授産施設や作業所などの施設で作業を行い工賃を受けることです。

3 「創作的活動」とは、作業所等で楽しみながら行う活動などです。

5 年後に希望する過ごし方としては、身体障害では「自宅でゆっくり過ごしたい」が36.1%で最も多く、それ以外の項目では1割未満となっています。知的障害では、「福祉施設等で創作的活動をしたい」が16.9%で最も多く、「福祉施設等で仕事がしたい」、「一般就労したい」が1割台で続いています。精神障害では「一般就労したい」が最も多くなっています。

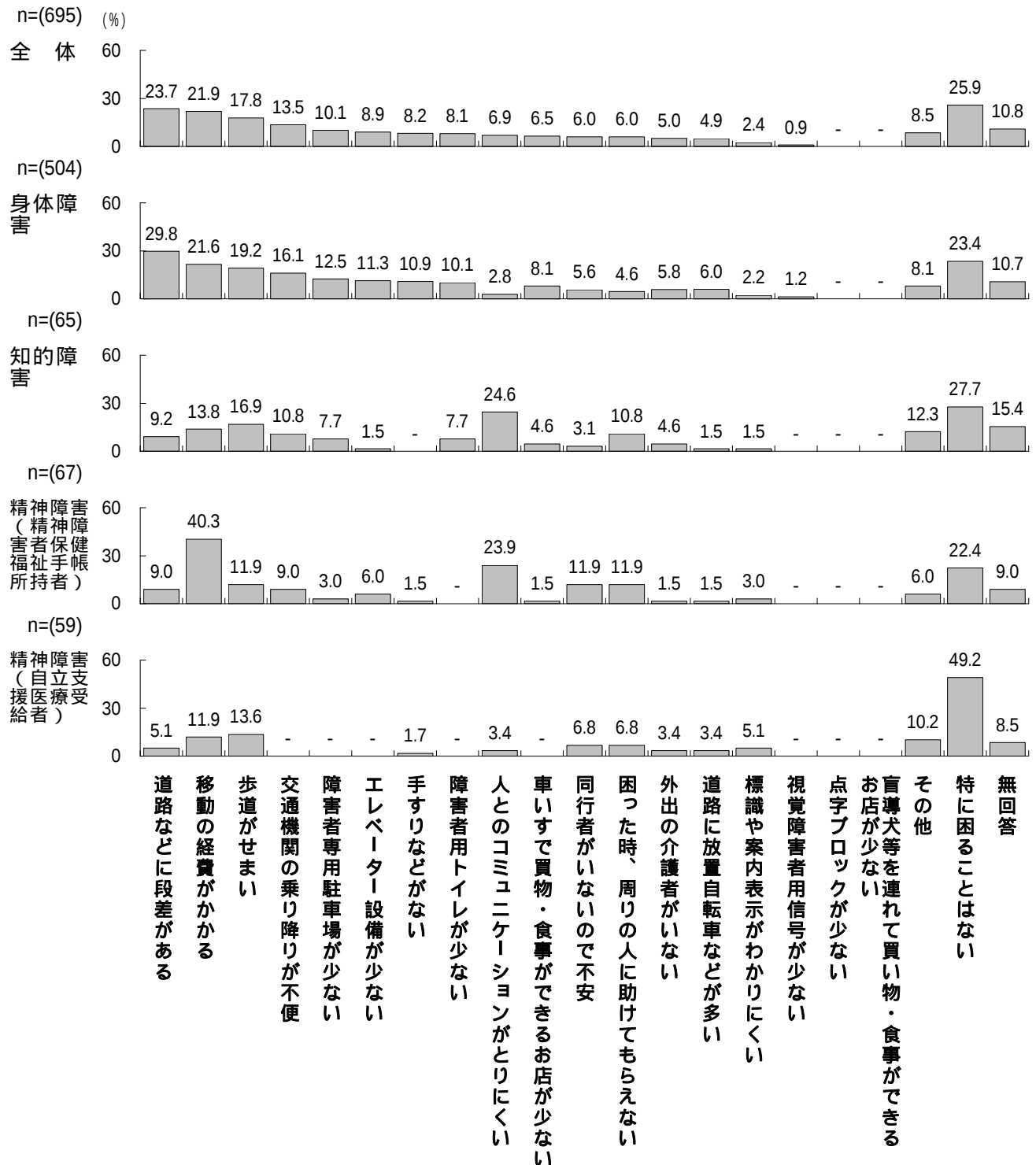
(2) 相談で行ってほしいこと



相談で行ってほしいことは、いずれの障害区分でも「どこで、どんな相談ができるか分かりやすくしてほしい」が1割台で最も多くなっています。この他、知的障害と精神障害では「身近なところで相談できるようにしてほしい」や「専門家による相談をもっと実施してほしい」も比較的多くなっています。

2 外出について

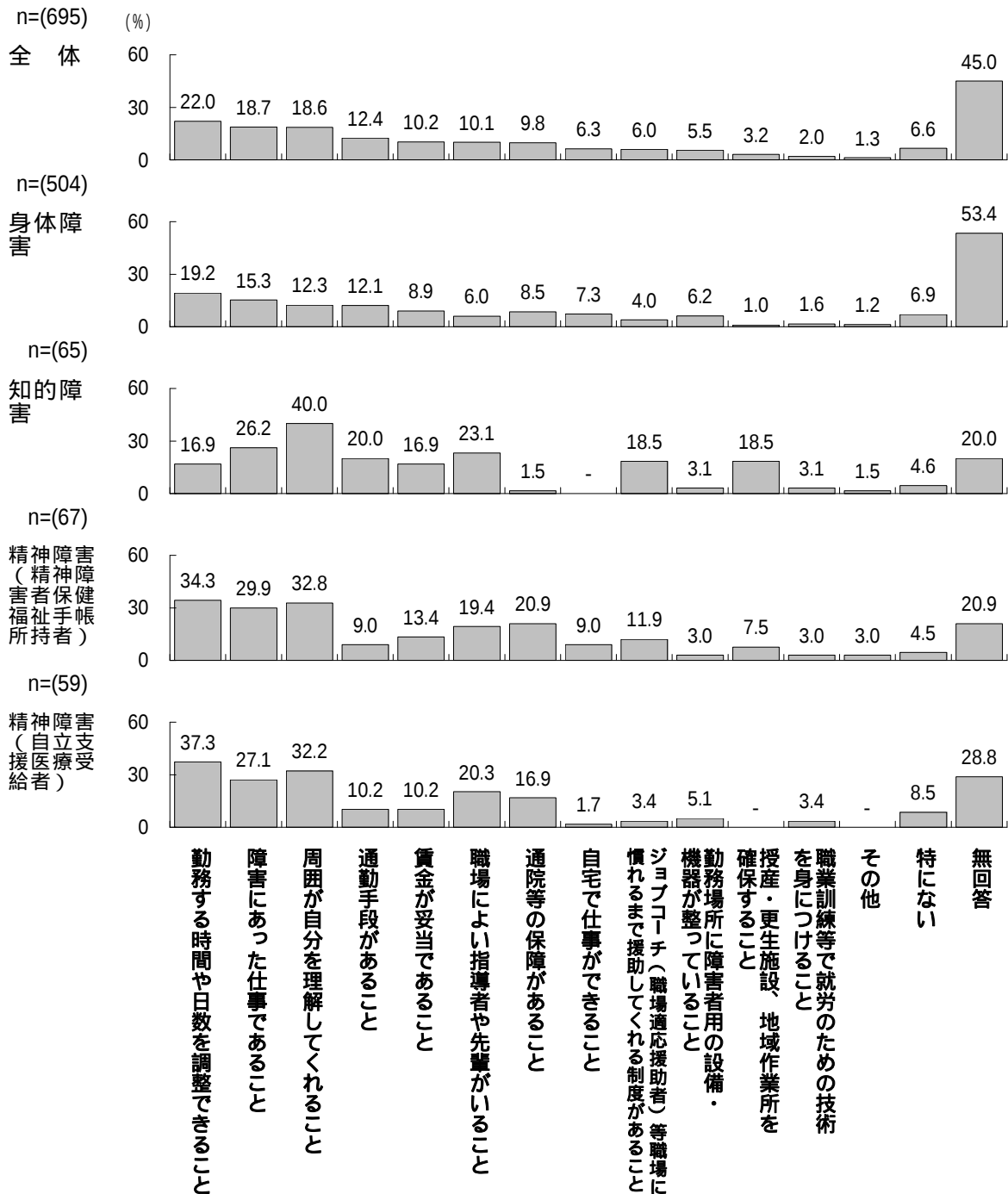
(1) 外出する上で特に困ること



外出する上で特に困ることは、身体障害では「道路などに段差がある」が29.8%で最も多く、「移動の経費がかかる」、「歩道がせまい」が2割前後で続いています。知的障害では、「人とのコミュニケーションがとりにくい」が24.6%で多く、精神障害（手帳所持者）では「移動の経費がかかる」が40.3%と特に多くなっています。

3 就労について

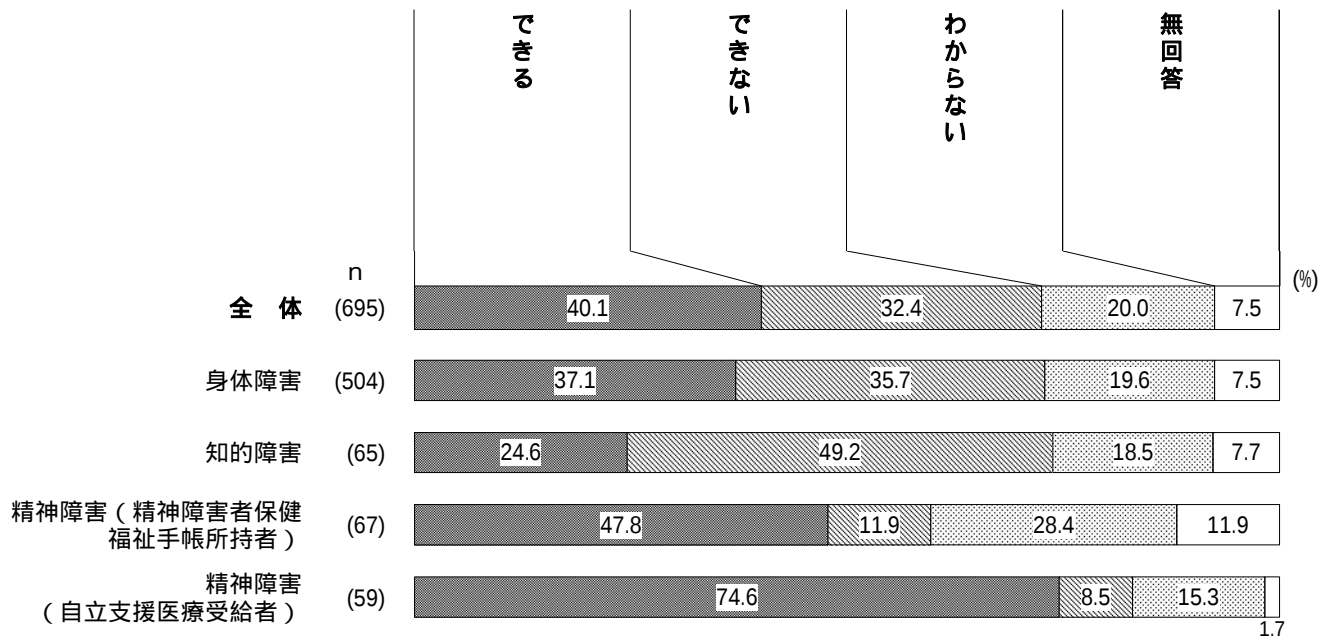
(1) 障害のある人が働くために必要な環境



就労環境への要望は、全体では、「勤務する時間や日数を調整できること」が22.0%で最も多く、「障害にあった仕事であること」、「周囲が自分を理解してくれること」が2割弱で続いています。障害別でみると、知的障害では周囲の理解・職場の人間関係に関する項目が、精神障害では勤務日等の調整が特に多くあげられています。また、知的障害からは「授産・厚生施設、作業所を確保すること」も18.5%と比較的多くあげられています。

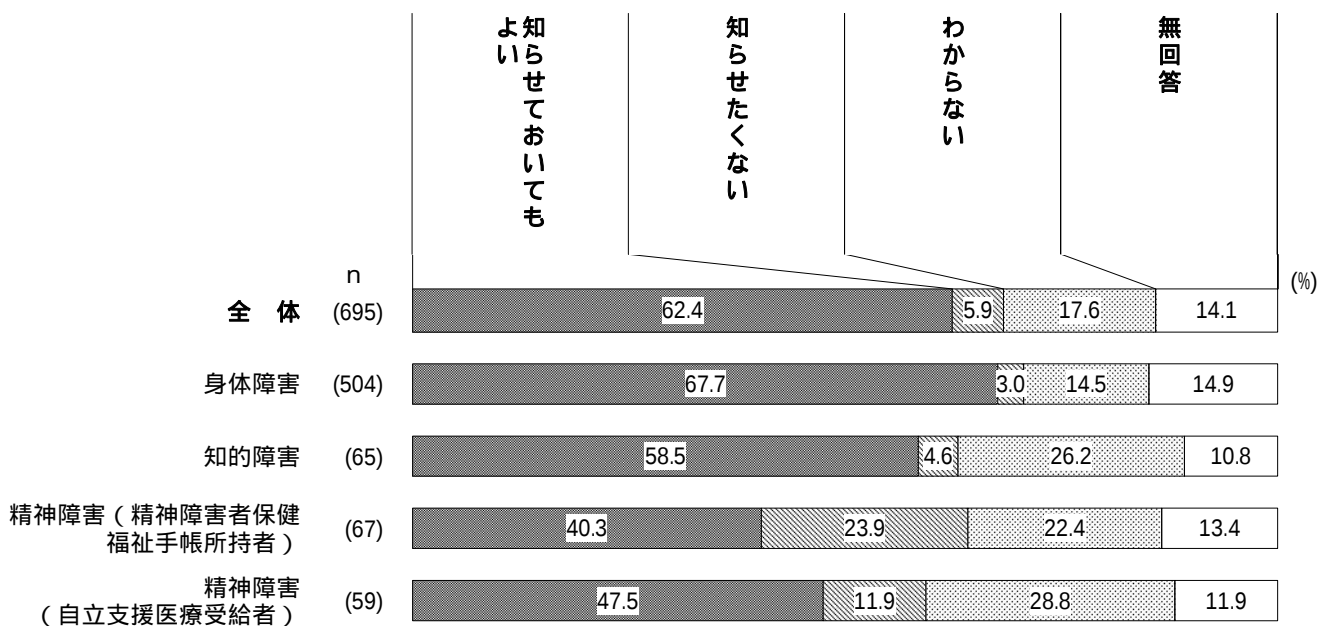
4 災害について

(1) 災害時の避難



災害時の避難では、全体では「できる」が40.1%、「できない」が32.4%となっています。精神障害では「できる」が「できない」を上回っていますが、身体障害ではほぼ二分、知的障害では「できない」の方が多くなっています。

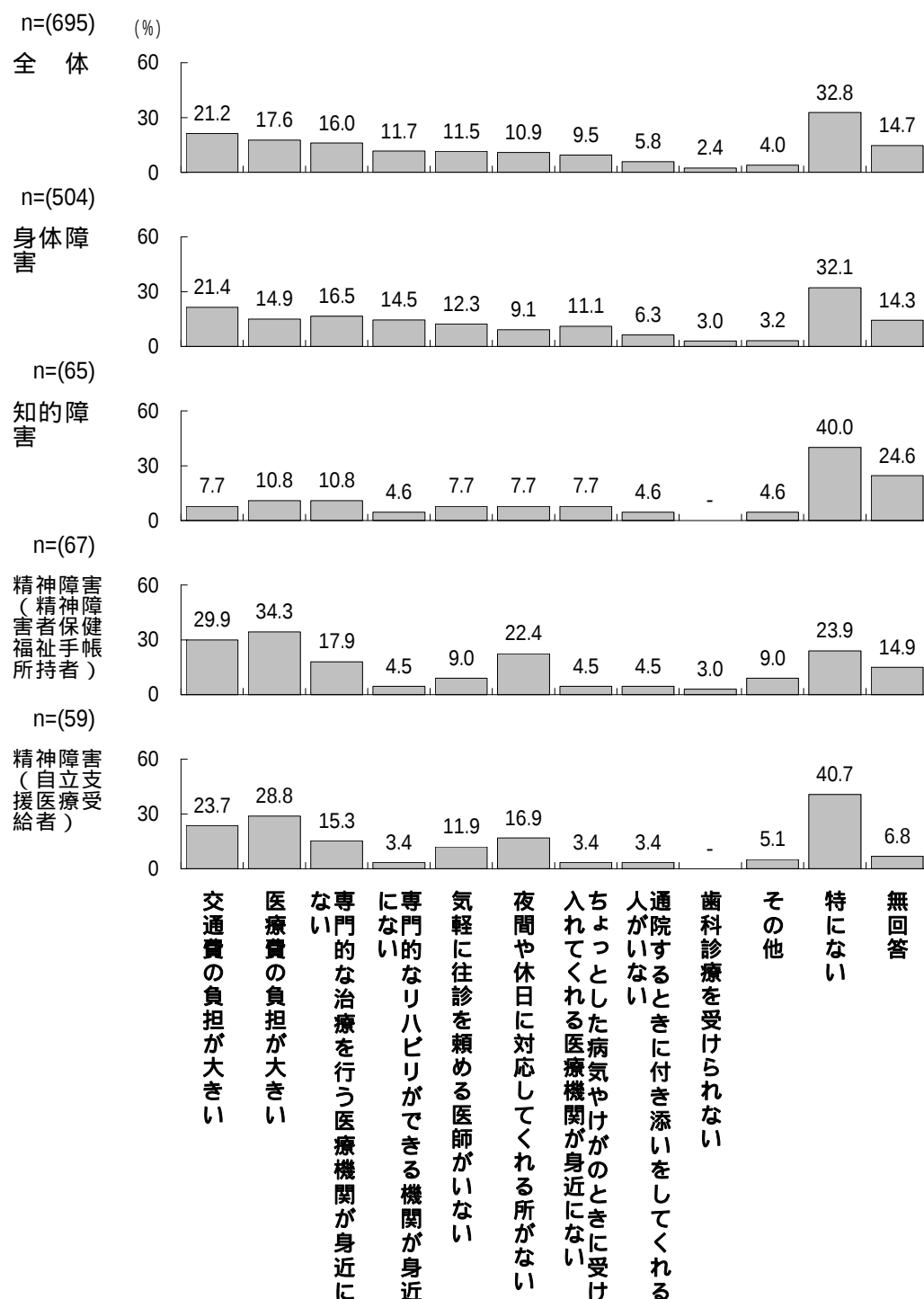
(2) 災害時に備えて住所・氏名・連絡先等を事前に知らせることの可否



災害時に備えて住所・氏名・連絡先等を事前に知らせることの可否をみると、各障害で「知らせておいてもよい」が多く、身体障害では67.7%、知的障害では58.5%と半数以上となっています。一方、精神障害ではやや低く4割台となっています。

5 保健・福祉について

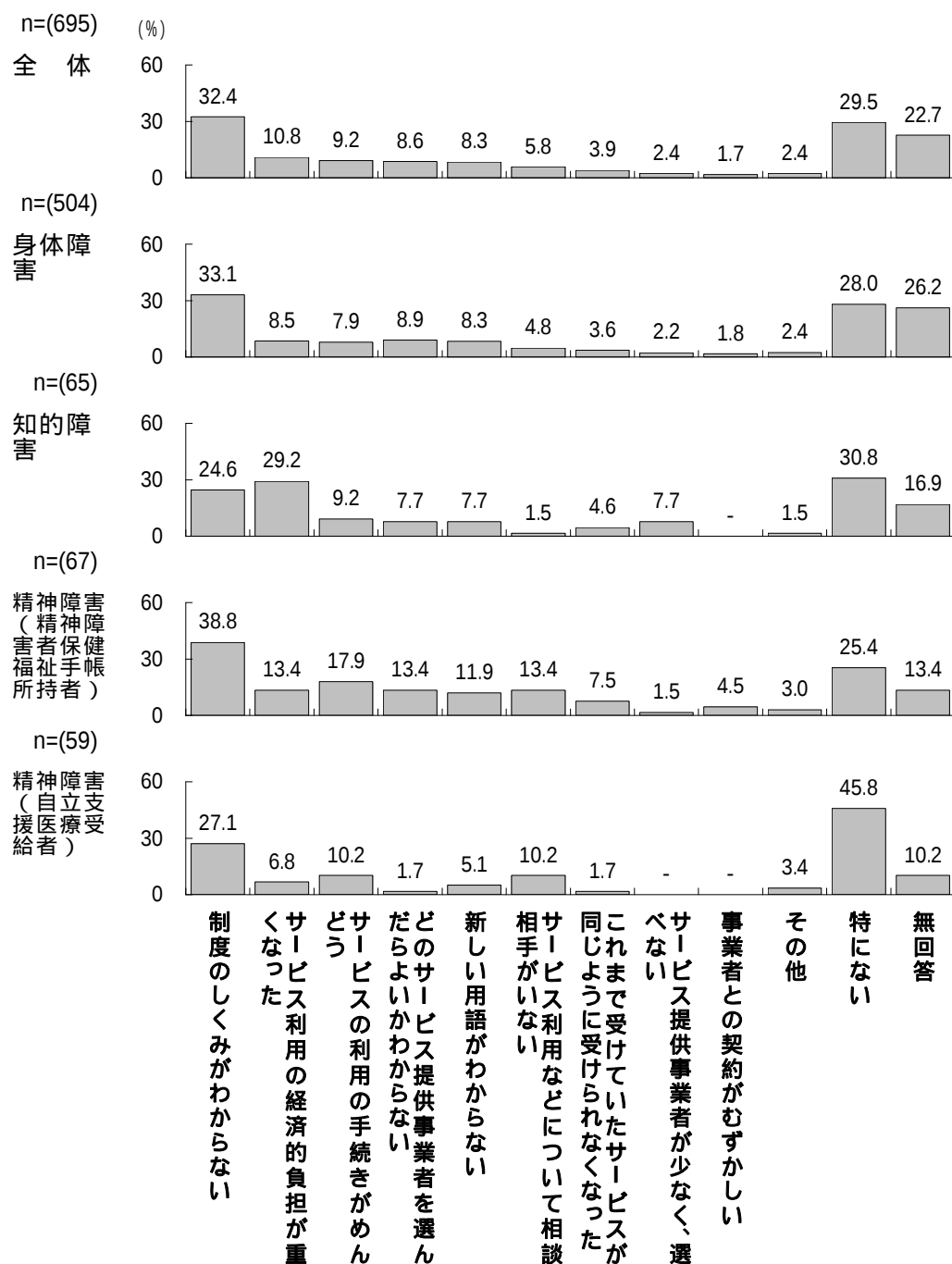
(1) 医師の診療や定期健診、リハビリを受ける際に困っていること



医師の診療や定期健診、リハビリを受ける際に困っていることは、いずれの障害も「特にない」の割合が多くなっています。困っていることの中では、全体では「交通費の負担が大きい」が21.2%で最も多くなっています。

この他、精神障害では「医療費の負担が大きい」が多く、また、精神障害（手帳所持者）からは「夜間や休日に対応してくれる所がない」が22.4%と比較的多くなっています。

(2) 障害者自立支援法の福祉サービスになって困っていること

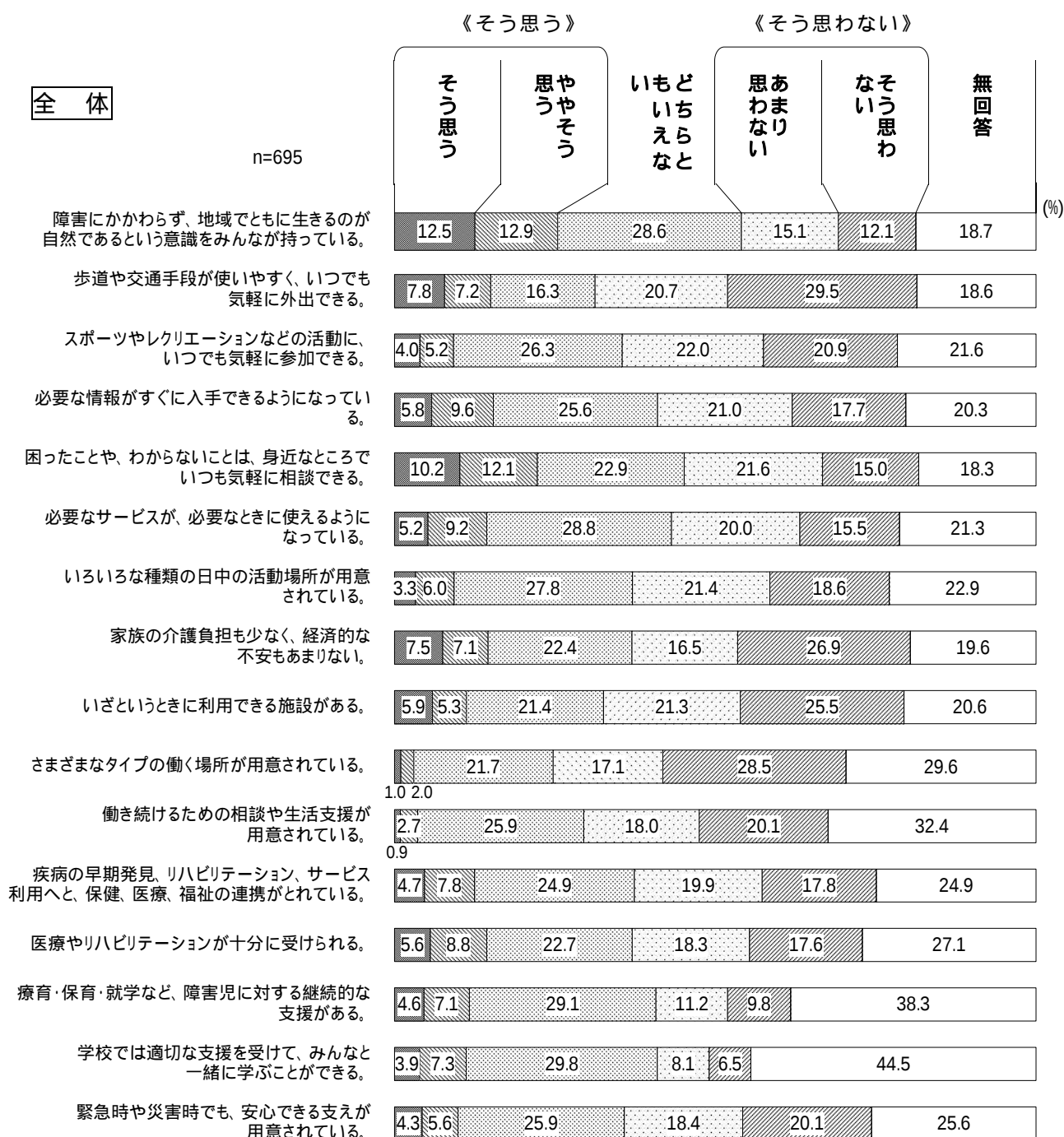


障害者自立支援法の福祉サービスになって困っていることでは、全体では「制度のしくみがわからない」が32.4%で最も多く、「サービス利用の経済的負担が重くなった」が10.8%が続いています。

いずれの障害でも「制度のしくみがわからない」は多くなっていますが、特に身体障害と精神障害では最も多くあげられています。知的障害では「サービス利用の経済的負担が重くなった」(29.2%)、「制度のしくみがわからない」(24.6%)の2項目が2割台で多くなっています。

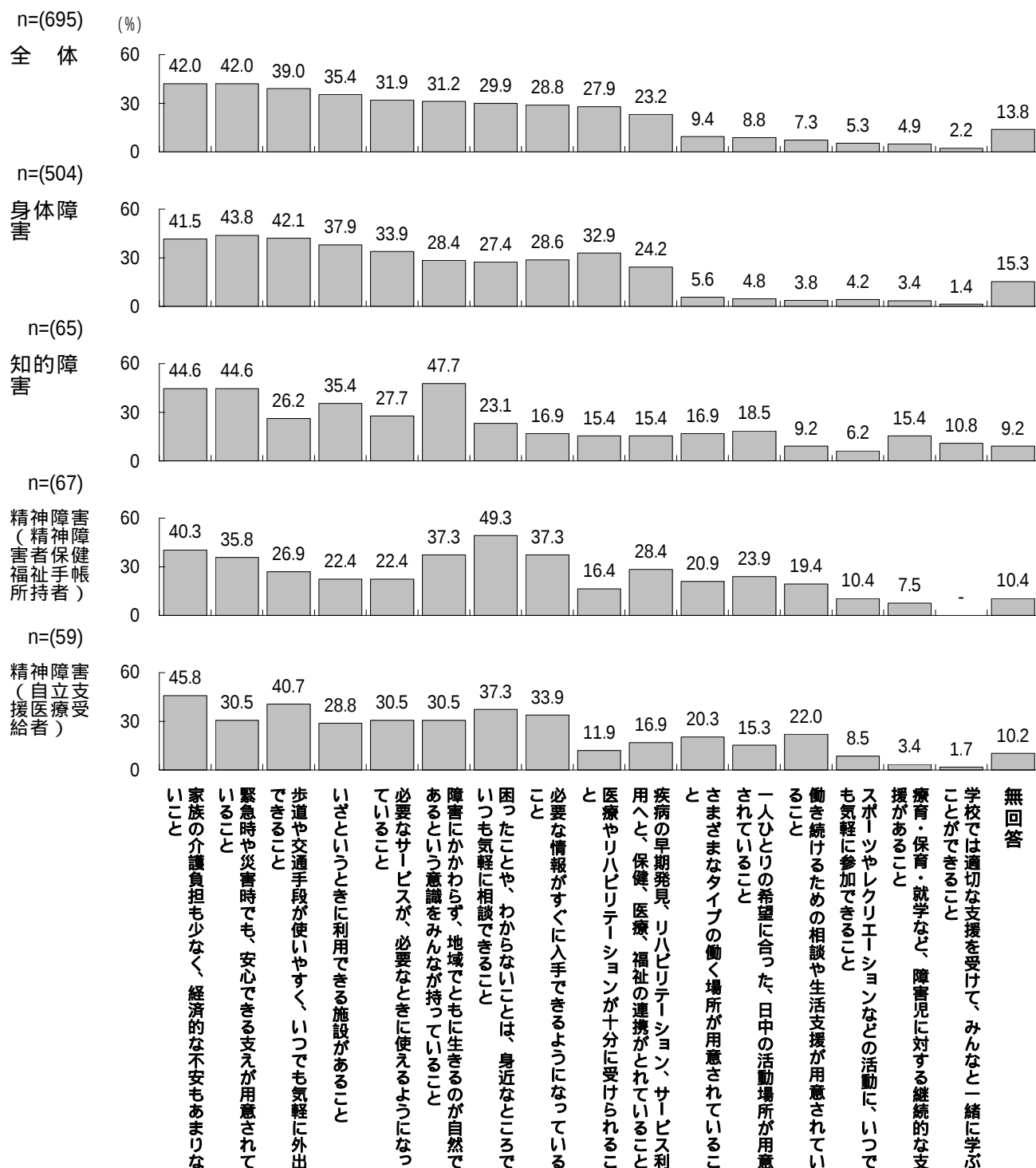
6 町の状況と要望について

(1) 葉山町の現状について



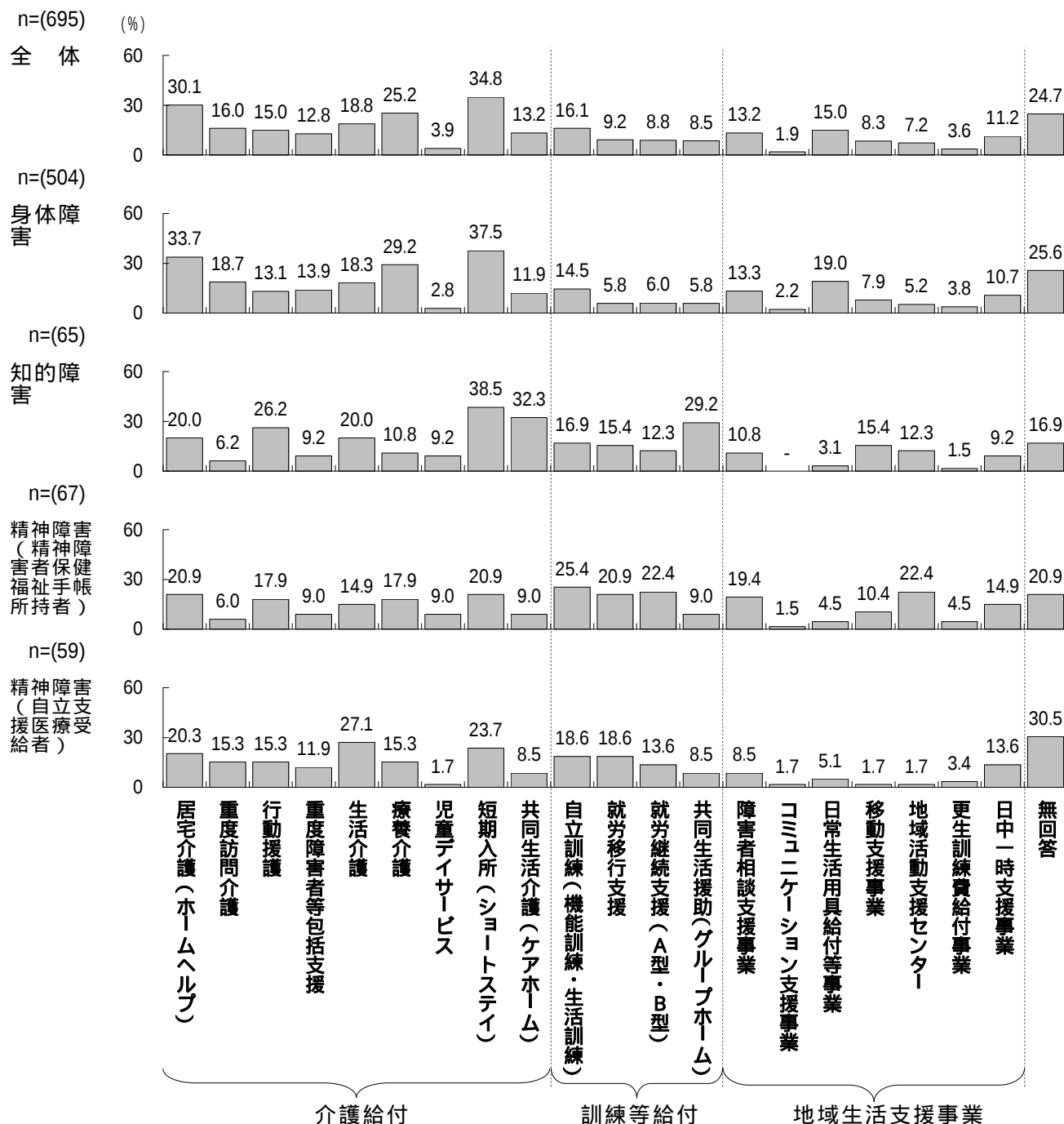
葉山町の現状について、上記の16項目について聞いたところ、すべての項目で《そう思わない》(「そう思わない」+「あまり思わない」の合計)が、《そう思う》(「そう思う」+「ややそう思う」の合計)を上回っています。特に、「歩道や交通手段が使いやすく、いつでも気軽に外出できる。」では5割、「いざというときに利用できる施設がある。」「さまざまなタイプの働く場所が用意されている。」「家族の介護負担も少なく、経済的な不安もあまりない。」「スポーツやレクリエーションなどの活動に、いつでも気軽に参加できる。」「いろいろな種類の日中の活動場所が用意されている。」で4割台となっています。

(2) 葉山町で今後特に充実すべきだと思うもの



葉山町で今後特に充実すべきだと思うものは、全体では「家族の介護負担も少なく、経済的な不安もあまりないこと」、「緊急時や災害時でも、安心できる支えが用意されていること」、「歩道や交通手段が使いやすく、いつでも気軽に外出できること」が上位3項目となっています。いずれの障害でもこれらの項目は上位にあげられています。知的障害では「障害にかかわらず、地域でともに生きるのが自然であるという意識をみんなが持っていること」(47.7%)が、精神障害では、「困ったことや、わからないことは、身近なところでいつも気軽に相談できること」(49.3%)が最も多くなっています。

(3) 葉山町に今後特に充実してほしい福祉サービス



葉山町に今後特に充実してほしい福祉サービスは、全体では「短期入所 (ショートステイ)」(34.8%)と「居宅介護」(30.1%)が特に多くなっています。

各障害別にみると、身体障害では「短期入所」、「居宅介護」、「療養介護」などの介護給付が比較的多くなっています。

知的障害では「短期入所」、「共同生活介護 (ケアホーム)」、「共同生活援助 (グループホーム)」などの施設利用への要望が多くなっています。

精神障害 (手帳所持者) では「自立訓練 (機能訓練・生活訓練)」や「就労継続支援 (A型・B型)」といった訓練等給付への要望が比較的多くなっています。一方、精神障害 (通院医療受給者) では「生活介護」や「短期入所」への要望が多くなっています。

7 自由記述のまとめ

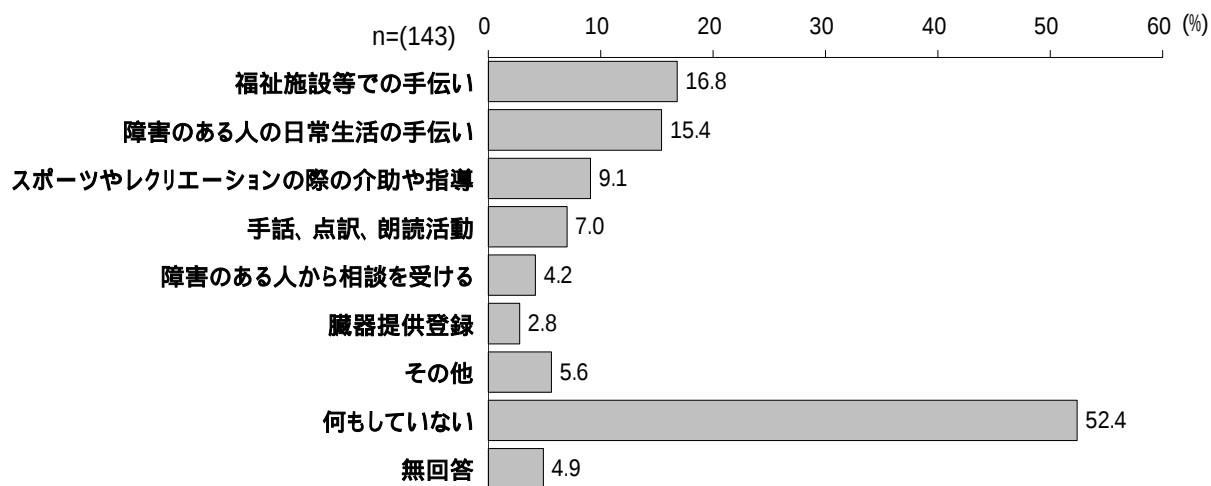
	全体	身体障害	知的障害	精神障害（精神障害保健福祉手帳所持者）	精神障害（自立支援医療費受給者）
保健・医療等	16	9	5	1	1
医療機関の充実をしてほしい	7	5	1	-	1
医療費の補助、無料化を願いたい	6	3	2	1	-
自助努力も必要だ	1	1	-	-	-
発達障害児等への対応体制が必要だ	2	-	2	-	-
在宅生活を支えるサービス	40	24	9	6	1
経済的支援・補装具購入費助成をしてほしい	17	12	2	2	1
在宅福祉サービスの充実をしてほしい	12	7	2	3	-
介護者のケアをしてほしい	2	2	-	-	-
障害に応じたサービスの提供が必要だ	2	2	-	-	-
介護機関に携わる人材の意識向上	1	1	-	-	-
親亡きあとの生活の支援を考えてほしい	5	-	5	-	-
精神的ケアのサービスも提供してほしい	1	-	-	1	-
日中活動の場の充実	11	9	0	2	0
移動のための支援や交通網の充実をしてほしい	10	9	-	1	-
活動や遊びの場の充実をしてほしい	1	-	-	1	-
暮らしの場の確保	22	14	7	0	1
施設サービスの充実・増設をしてほしい	10	9	1	-	-
ケアホーム・グループホーム等の充実・増設をしてほしい	8	4	4	-	-
町営・公営住宅の確保をしてほしい	3	1	2	-	-
施設入所は町民を優先にしてほしい	1	-	-	-	1
相談と情報提供の充実	23	17	2	0	4
積極的な情報提供が必要だ	19	15	-	-	4
相談体制の充実をしてほしい	3	1	2	-	-
福祉にも公金が使われていることを自覚してもらうようにする	1	1	-	-	-
雇用・就労の促進	10	4	3	3	0
就労支援の場が少ない	6	2	2	2	-
雇用の場を拡大をしてほしい	2	2	-	-	-
授産施設の賃金の見直しをしてほしい	1	-	1	-	-
地域作業所が狭い	1	-	-	1	-

	全 体	身 体 障 害	知 的 障 害	精神障害（精神障害保 健福祉手帳所持者）	精神障害（自立支援医 療費受給者）
保育・教育の充実	1	0	1	0	0
健常児との交流促進を願いたい	1	-	1	-	-
スポーツなどへの参加促進	2	2	0	0	0
スポーツ参加の機会の確保をしてほしい	2	2	-	-	-
障害者理解の推進	4	3	0	1	0
障害者理解の啓発活動の推進をしてほしい	4	3	-	1	-
福祉のまちづくり	14	12	0	2	0
道路・歩道の整備、ベンチ、トイレの設置等を願いたい	10	8	-	2	-
バリアフリー・ユニバーサルデザインの導入が必要	4	4	-	-	-
防犯・防災や救急について	9	7	1	0	1
緊急通報システム等の確立をしてほしい	4	4	-	-	-
災害時の救援・特別避難所の設置をしてほしい	3	3	-	-	-
防災無線が聞き取りづらい	-	-	1	-	-
精神障害児の犯罪を未然に防いでほしい	-	-	-	-	1
行政への要望・意見	45	24	9	7	5
職員の対応や意識・知識の向上が必要だ	11	8	1	1	1
他市に負けないような障害者施策を願いたい	10	6	4	-	-
各種保険料や税金が負担である	5	3		1	1
各種手続きの簡素化・柔軟化を願いたい	5	2	1	1	1
障害者自立支援法の改善・廃止を願いたい	8	2	2	3	1
福祉行政の見直し・改革を願いたい	2	2	-	-	-
要介護認定の基準があいまい	1	1	-	-	-
等級の見直しをお願いしたい	1	-	1	-	-
財政確保の努力が必要だ	1	-	-	1	-
障害福祉にも介護保険にも該当しない人にも支援を願いたい	1	-	-	-	1
その他	33	21	3	4	5
調査結果の公表、計画に反映してほしい	15	10	3	-	2
その他	18	11	-	4	3
合 計	230	146	40	26	18

２．一般町民の調査結果概要

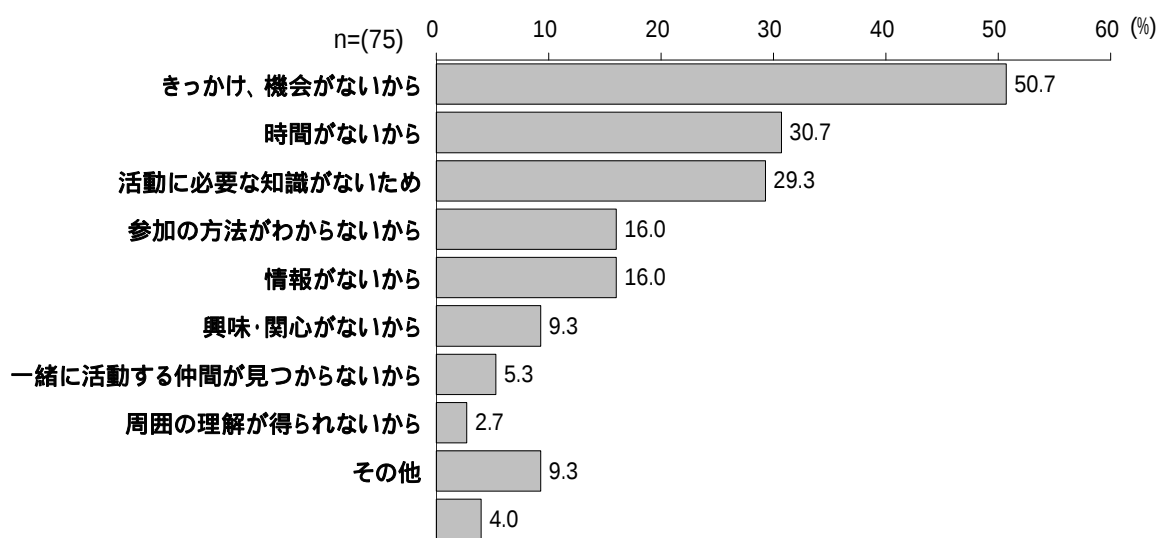
１ ボランティア活動等の現状

（１）ボランティア活動の経験



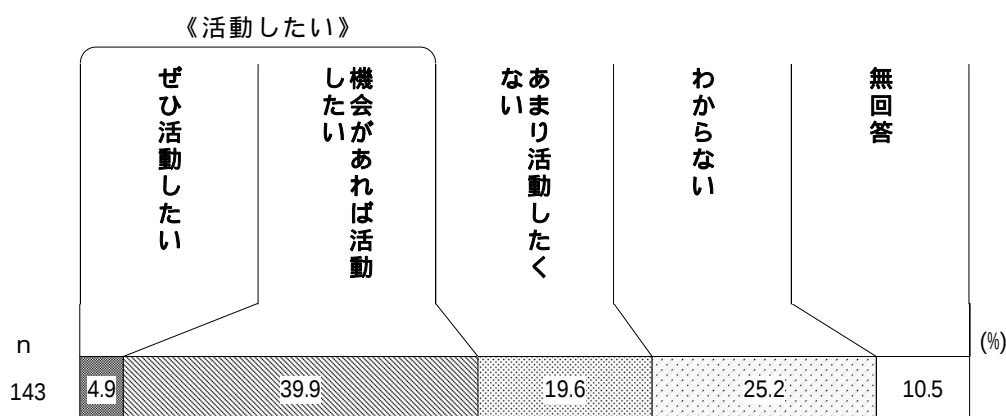
ボランティア活動の経験は、「何もしていない」が52.4%と多くなっていますが、活動の経験のある中でみると、「福祉施設等での手伝い」(16.8%)、「障害のある人の日常生活の手伝い」(15.4%)が1割台となっています。

（２）ボランティア活動を何もしていない理由



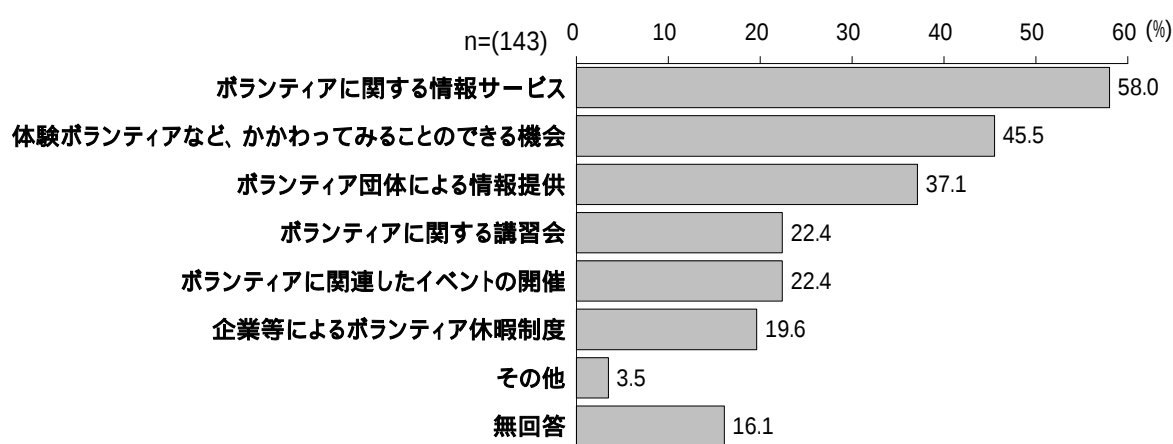
ボランティア活動を何もしていない理由は、「きっかけ、機会がないから」が50.7%で最も多く、以下、「時間がないから」(30.7%)、「活動に必要な知識がないため」(29.3%)が3割前後、「参加の方法がわからないから」と「情報がないから」(ともに16.0%)が1割台で続いています。

(3) 今後のボランティア活動の希望



今後のボランティア活動の希望は、「ぜひ活動したい」は4.9%と少ないですが、これに「機会があれば活動したい」(39.9%)とあわせた《活動したい》は44.8%となっています。

(4) ボランティア活動に参加するために必要なこと



ボランティア活動に参加するために必要なことは、「ボランティアに関する情報サービス」が58.0%で最も多く、「体験ボランティアなど、かかわってみることのできる機会」(45.5%)、「ボランティア団体による情報提供」(37.1%)、「ボランティアに関する講習会」と「ボランティアに関連したイベントの開催」(ともに22.4%)などが続いています。

2 自由記述のまとめ

内 容	件 数	内 容	件 数
在宅生活を支えるサービスの充実	4	福祉のまちづくり	6
在宅福祉サービスの充実をしてほしい	2	どこへでも出かけていけるようなオープンなまちづくりを願いたい	3
経済的支援をしてほしい	1	道路・歩道の整備等歩きやすい街づくりにしてほしい	2
介護者の支援も必要ではないか	1	高齢でひとり暮らしでも安心して暮らせるまちにしてほしい	1
日中活動の場の充実	8	行政への要望・意見	13
移動支援・交通網の充実をしてほしい	5	税金の有効的な運用をしてほしい	3
活動や遊びの場の充実をしてほしい	3	専門職員の導入や柔軟な連携体制など職員のレベルアップが必要	2
暮らしの場の確保	2	わかりやすく利用しやすい制度にしてほしい	2
入所施設の拡張や増設で待機者を減らしてほしい	1	実態を把握し、必要な福祉の提供をしてほしい	2
施設入所は町民を優先にしてほしい	1	施設の有効活用(建てて終わりではなく)	1
相談と情報提供の充実	8	手厚い福祉にはそれだけのお金がかかることもアナウンスが必要	1
積極的な情報提供が必要だ	7	NPOの発展のための支援財源の確保	1
相談体制の充実をしてほしい	1	お年寄りと子どもの交流の場がない	1
雇用・就労の促進	2	認定審査の迅速化、申請手続きの充実	1
雇用の場の拡大をしてほしい	2	(高齢者の)行政参画機会の提供をしてほしい	1
スポーツなどへの参加促進	1	その他	8
スポーツ設備の整備をしてほしい	1	調査の手法、施策に反映してほしい	4
障害者理解の推進	2	その他	4
障害者理解の啓発活動の推進をしてほしい	2		
合 計			54

7 アンケート調査結果の概要（事業所・地域作業所）

計画策定にあたり、葉山町の障害のある人が利用する障害福祉サービスの事業所や地域作業所を対象に、アンケートや聞き取り調査を実施しました。その主な結果は以下の通りです。

○ 調査対象

1．福祉サービス事業所

葉山町の障害のある人が利用する障害福祉サービス事業所（46箇所）

えいむ	七沢第二更生ホーム
かまくら ふれんず	社会福祉法人 富士旭学園 富士明成園
グループのびのび	社会福祉法人清光会 清光園
ジャストサイズ	社会福祉法人相模福祉村 たんぼぼの家通所
ジャストサイズ一色	重度神奈川後保護施設
ショートステイゆう	小さき花の園
すぎな会生活ホーム	松下園
たけのこ会介助派遣センター	支援センター 凧
フロムワン福祉園	障害者生活支援センター 鎌倉清和
ぽこ・あ・ぽこ	新星
もやい	神奈川県立三浦しらとり園
ユーカリハウス	身体障害者療護施設シャローム浦上台
リサイクルショップ カモミール	足柄療護園
ワーカーズ・コレクティブたすけあいハート	大利根旭出福祉園
横須賀ホームेट通所部	知恵の光荘
横須賀市立福祉援護センター 第1かがみ田苑	知的障害者更生施設やすらぎの園
海風学園	白根学園成人寮
鎌倉清和園	白根学園第二成人寮
鎌倉由比	福)神奈川県済生会金沢若草園
薫風学園	有限会社 猫の手
工房ひしめき	葉山はばたき
紅梅学園	葉山町社協 介護サービスセンター
児童デイサービス ピュア	清光ホーム

2．地域作業所

葉山町の障害のある人が利用する地域作業所（5箇所）

Workshop レスカル	たけのこ会共同作業所
すぺーす・れざみ	作業所トントン
倶楽部道	

1 . 障害福祉サービス事業所の調査結果概要

1 障害者の範囲について

障害者自立支援法は、発達障害や難病、高次脳機能障害等の障害のある人からは、制度の対象外となり必要な支援が受けられないという指摘がありますが、このことについて伺います。

問1 当事者（家族を含む）等から同様の指摘を受けたことがありますか。

は い（7） ・ いいえ（22）

問2 現在の「障害者の範囲」について適切であると考えますか。

適切でない（17） ・ 適切（1） ・ どちらともいえない（11）

問3 対象に加えるべき「障害者の範囲」には、次のどれが該当すると考えますか。

（複数回答）

発達障害（17） ・ 難病（11） ・ 高次脳機能障害（14）

2 利用者負担について

自立支援法が施行され原則1割負担が導入されましたが、利用者からは、利用者負担を理由に、サービス利用を抑制したり、中止しなければならなくなったとの声が聞かれます。国においては、利用者負担の上限額を定めるなど低所得者対策を講じていますが、このことについて伺います。

問1 当事者（家族を含む）等から同様の指摘を受けたことがありますか。

は い（19） ・ いいえ（10）

問2 現行の「利用者負担」の仕組みについて、どう考えますか。

現行制度をそのまま維持すべき	（ 0 ）
現行制度を基本的に維持しつつも、更なる低所得者対策を講じるべき	（ 6 ）
現行の負担率（原則1割）を引き下げるべき	（ 4 ）
応能負担を原則とした利用者負担の仕組みに見直すべき	（ 19 ）
その他	（ 2 ）

3 障害者程度区分認定の調査項目について

現行の障害程度区分認定の判定については、特に、知的障害や精神障害のある当事者や、これらの方々を支援する事業者から、実際の介護度に比べ低く判定されることが多いため認定調査項目の見直しを行うべきとの指摘がありますが、このことについて伺います。

問1 当事者（家族を含む）等から同様の指摘を受けたことがありますか。

はい（23） ・ いいえ（6）

問2 現行の「認定調査項目」について、適切であると考えますか。

適切でない（26） ・ 適切（1） ・ どちらともいえない（2）

問3 「認定調査項目」について今後どのように見直すべきと考えますか。（複数回答可）

全く異なる尺度を用いて3障害共通の認定調査項目を設定し直すべき	（5）
それぞれの障害ごとに別々の認定調査項目を設定すべき	（17）
現行の3障害共通の認定調査項目を基本としつつ、それぞれの障害特性を反映した項目を追加すべき	（5）
その他	（2）

4 市町村が特に充実すべきことについて

問1 今後、市町村が特に充実すべきだと思うものはどれですか。（○は5つまで）

充実すべきこと	件数
障害にかかわらず、地域でともに生きるのが自然であるという意識をみんなが持っている。	12
歩道や交通手段が使いやすく、いつでも気軽に外出できる。	5
スポーツやレクリエーションなどの活動に、いつでも気軽に参加できる。	0
必要な情報がすぐに入手できるようになっている。	9
困ったことや、わからないことは、身近なところでいつも気軽に相談できる。	10
必要なサービスが、必要なときに使えるようになっている。	24
いろいろな種類の日中の活動場所が用意されている。	8
家族の介護負担も少なく、経済的な不安もあまりない。	13
いざというときに利用できる施設がある。	9
さまざまなタイプの働く場所が用意されている。	6
働き続けるための相談や生活支援が用意されている。	5
疾病の早期発見、リハビリテーション、サービス利用へと、保健、医療、福祉の連携がとれている。	15
医療やリハビリテーションが十分に受けられる。	4
療育・保育・就学など、障害児に対する継続的な支援がある。	12
学校では適切な支援を受けて、みんなと一緒に学ぶことができる。	2
緊急時や災害時でも、安心できる支えが用意されている。	7

問2 今後、市町村が特に充実するべきだと思う福祉サービスはどれですか。

(○は5つまで)

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	5
	重度訪問介護	14
	行動援護	4
	重度障害者等包括支援	2
	生活介護	6
	療養介護	5
	児童デイサービス	3
	短期入所（ショートステイ）	17
	共同生活介護（ケアホーム）	14
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	5
	就労移行支援	3
	就労継続支援（A型・B型）	5
	共同生活援助（グループホーム）	14
地域生活支援事業	障害者相談支援事業	13
	コミュニケーション支援事業	0
	日常生活用具給付等事業	2
	移動支援事業	11
	地域活動支援センター	8
	更生訓練費給付事業	0
	日中一時支援事業	9

5 行政への要望について

福祉の各種制度の問題点や、障害児・者を取りまく環境の改善などについて、行政へのご要望等がありましたら自由にご記入ください。

○ サービス充実への要望

- ・ ケアホームの充実
- ・ 身近なところでレスパイトできるように短期、日中一時の充実
- ・ 短期入所の場合がない（重度）
- ・ 医療的ケアのサービスメニューが少ない
- ・ 移動支援の学校送迎や在宅サービス利用、2人介助を認めてほしい。利用者負担の市町村格差の是正
- ・ 幼児期、学童期、青年期、壮年期、老年期を繋ぐための、相談支援機関や地域支援センターの充実が必要である。
- ・ 地域生活支援事業の充実（各自治体が特色を生かしてほしい）

○ 制度の見直しへの要望

- ・ 利用者が安定した地域生活が送れることに相反した法律で疑問が残る。
- ・ 施設での生活を希望する利用者の現状や気持ちが反映されていない。障害の程度に関わらず地域で生活するよりも施設で安心した生活を希望する人もたくさんいる。
- ・ 障害程度区分の認定項目、判定項目の見直しとともに、区分のより使えるサービスの利用制限の検討、区分判定結果の地域間格差の是正
- ・ 利用者負担の応益負担から応能負担への変更、更なる低所得者対策を講じるべき
- ・ 市町村の経済状態によりサービスの質や量が異なるなど、格差是正を国に訴えてほしい。
- ・ 報酬算定を日割から月割に、利用者の1割負担の廃止
- ・ 年金2級の方は仕事が出来なければホームでの生活は生活保護以外になく、社会保障の抜本的見直しを望む。（障害基礎年金のみでの地域生活は金銭的に厳しい。）

○ 行政への要望

- ・ 福祉の充実を図る為に事業者への運営に対する支援を望む
- ・ 他市町村の事業所でのサービスを利用するなら、事業所所在地の市町村と同じ内容の補助を考えて欲しい。
- ・ 横浜市では独自の訓練給付や家賃補助を設ける地域移行を進めているなど、入所者の将来展望のためにも現実的な便宜を図る事を強く望む。
- ・ 重症児者の増加により、職員配置強化の必要性や送迎費用の増大など、事業の存続にも影響が出る状況で、市町村の単独支援や給付単価の引き上げを図って欲しい。
- ・ 家賃補助を望む
- ・ 役場にいけない、制度を知らない、書類の書き方がわからないなど、申請が出来ない人の支援や方法を考えて欲しい。
- ・ ケアマネジメントの実践により地域の住民としての生活実現を支援してほしい。
- ・ 障害者専門ケアマネージャーの設置

2 . 地域作業所の聞き取り調査結果概要

1 活動内容について

事業所名	作業内容
Workshopレスカル（精神）	・ 業者への個人派遣 ・ 市役所からのテーブル起こし業務 ・ 学習会、パソコン教室 など
すぺーす・れざみ（精神）	・ 弁当作りと配達（鎌倉市役所内で弁当販売）
倶楽部道（精神）	・ 道の市（ガレージで地方の物産を販売） ・ 清掃の受注業務 ・ 惣菜作り ・ パステル画教室と作品のレンタル ・ 空き部屋のレンタル（地域に開放）
たけのこ会共同作業所（身体）	・ 個人プログラム（金銭の管理、字を書く練習、パソコン操作、携帯電話の操作、車椅子の操作） ・ 自主製品の作成販売（古切手を使ったペン立て、七宝焼きなどをバザーで販売） ・ 宿泊訓練
作業所トントン（精神）	・ 自主製品の販売（機織、ビーズ、クロスステッチ、カード入れ、布巾などをバザー、役場等で販売） ・ 受注作業（カレンダー、しおり） ・ 「ぱど」のポスティング

2 作業所利用に至るまでの経路について

鎌倉保健所管内の精神障害者地域作業所は、鎌倉保健福祉事務所（鎌倉保健所）の生活指導教室をへて、ケースワーカーにより紹介を受け利用につながることが多かったが、平成14年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正による市町村への事務委譲が行われた後は徐々にネットワークの形が変化しており、現在は医療機関からの紹介や相談支援事業者、他の作業所、自分で探しに来るなど、作業所に至るまでの経路も大きく変わってきています。

3 利用者支援や作業所運営の課題について

- ・精神障害者の場合、必ずしも日々の積み重ねが成果をあげるとは限らない。一人ひとりの見極めが難しい。
- ・作業所の設置に当たり拠点の貸し手が見つからず、多くは当事者の家族、法人関係者の所有するアパート等を借りている。また、主に住宅地に囲まれた地域に拠点を設ける場合、近隣住民からの反対や不安の声が寄せられ、説明や日頃のマナー、交流等を通して理解を図っている。(地域の理解)
- ・利用者の作業を確認しながらもう一方で利用者の相談を聞くということがある。十分な支援を行うためにはスタッフの増員が必要。
- ・作業所から自宅に帰って親を介護している利用者がある。親の高齢化が進んでおり、世帯全体単位に支援を考える必要性を感じる。
- ・親と同居していることが本人の自立の妨げになるケースが非常に多い。自立生活のための住居の場の確保に向け、公営住宅やアパートの家賃の補助が必要。
- ・突然休んでしまう利用者が多く、受注作業では穴が開いてしまい、スタッフで穴埋めすることがある。
- ・障害に対して家族の理解が得られない利用者が多いため、家族に対する啓発が必要だと感じる。
- ・工賃アップを図りたいが仕事がなかなか実現できない。
- ・親が高齢化したときに施設に入りたくないと思う利用者がほとんどであり、グループホーム等での1人暮らしのためのトレーニングが必要。

4 行政への要望について

- ・行政から仕事を発注して欲しい。
- ・補助金の増額を強く希望する。
- ・障害に限らず利用される行政の相談窓口の一元化(ワンストップ)を希望する。
- ・新体系に移行しない作業所の存続を支援して欲しい。
- ・親元から離れる経験を積むための、短期入所の充実
- ・作業所の実態をよく知ってもらい、それに見合った補助をして欲しい。
- ・公営住宅の障害者優遇措置、親亡き後の障害者の住居サポート
- ・1人暮らし障害者の家賃補助や公営住宅の家賃補助して欲しい。
- ・広い拠点に移りたいので支援して欲しい。
- ・精神障害の特徴として、通所日数が安定せず報酬算定の日割制は事業になじまないことを国に訴えてほしい。

第 3 章

障害者施策の方向 (障害者計画)

1 基本的な考え方

(1) 基本理念

障害のある人もない人も
地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくり

障害者基本法では、その基本理念として「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」こと「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」こと、「障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが明確に規定されています。

障害のある人が自ら福祉サービスを選択、利用して住みなれた地域で自立した生活が送れるようなまちづくりを進め、各種の支援体制を整備していく必要があります。

障害のある人が暮らしやすいように配慮されたまちは、誰もが住みやすい町であることは言うまでもありません。

葉山町では、障害のある人もない人も、お互いに個人の尊厳を重んじ、人間として平等の立場でともに支えあい、ともに安心して暮らしていける社会を実現するため、「障害のある人もない人も地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念とします。

(2) 基本目標

基本理念に基づき、次の 5 つの基本目標を定め、施策を推進します。

- 1 継続的な保健・医療サービスの提供
- 2 地域での自立生活支援の充実
- 3 雇用と就労支援の充実
- 4 とともに学びともに育つ環境づくり
- 5 安心して暮らせる住みよいまちづくり

基本目標 1 継続的な保健・医療サービスの提供

障害や疾病を抱えていても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、予防と健康づくり、障害の早期発見、早期対応体制の充実など、保健・福祉・医療等の連携による継続的なサービスを提供していきます。

基本目標 2 地域での自立生活支援の充実

住みなれた地域で自立した生活ができるよう、相談と情報提供の質と量を向上させるとともに、一人ひとりの障害の種類や程度、多様なニーズに対応した地域生活支援の充実を図ります。

基本目標 3 雇用と就労支援の充実

働く意欲のある人が、可能な限り就労し、働き続けることができるよう、雇用の場の拡大や就労支援策の充実に取り組みます。

基本目標 4 とともに学びともに育つ地域づくり

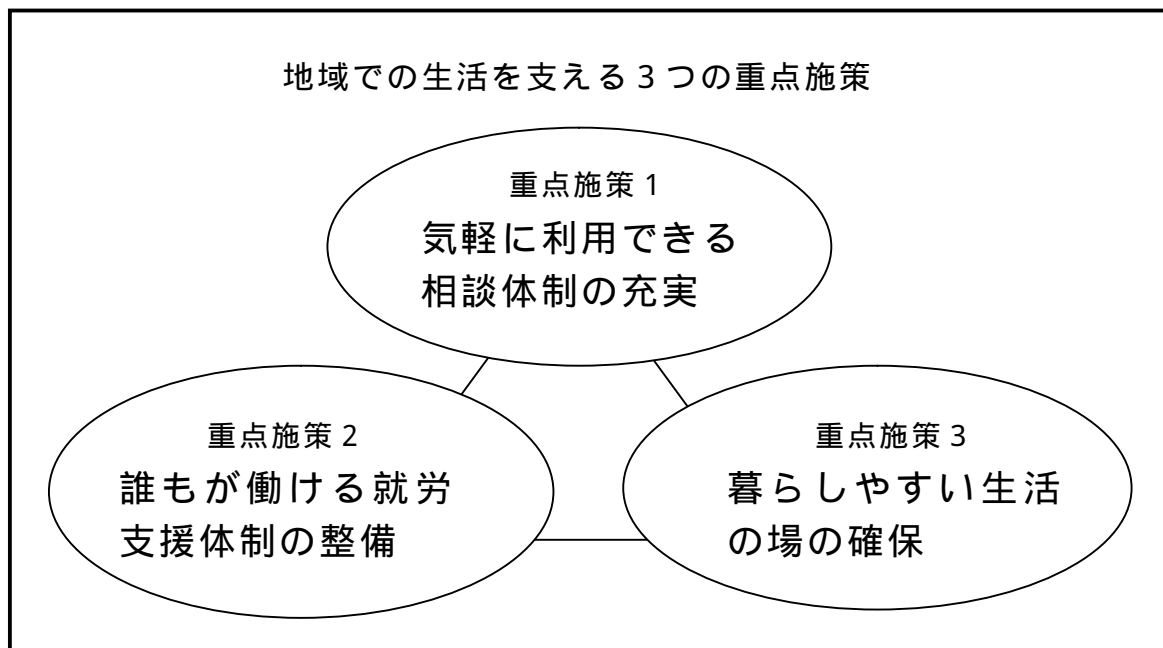
誰もが障害についての十分な理解を得られるよう、啓発に努めます。また、障害の状況に応じた療育・教育の充実を図るとともに、スポーツやレクリエーション活動などを通じて、障害のある人もない人も地域の中でともに学び、ともに育ちあえる体制づくりを進めます。

基本目標 5 安心して暮らせる住みよいまちづくり

建物や歩道の整備など、まちのバリアフリーを推進するとともに、緊急時や災害に備えた防犯・防災体制を整備します。

(3) 重点施策

住み慣れたまちで自立して暮らしていくためには、地域の中で必要なサービスが使えることが不可欠です。町では障害のある人やサービス事業者のアンケート調査やヒアリング等により見えてきた課題を踏まえ、地域での生活を支える3つの重点施策を次のとおり整理しました。



重点施策1 気軽に利用できる相談体制の充実

相談や情報提供は、地域で生活していく上で不可欠なものであり、必要な人に十分に届いてはじめて機能しているといえます。しかしながら、アンケート調査の結果では、「どこでどんな相談ができるか分かりやすくしてほしい」という要望が多く、また、自立支援法のサービスになって「制度の仕組みがわからない」という方が3割にも上っています。町では、この結果を受け止め、何でも話せる、一緒に考える、気軽に利用できる相談体制の充実に重点的に取り組みます。

< 関連施策 > P59

- ・ 相談支援ネットワークの構築
- ・ 相談支援事業の充実
- ・ 相談窓口の充実

重点施策 2 誰もが働ける就労支援体制の整備

働くことは自立した生活を支える基本となるものであり、一人ひとりの個性を伸ばし、社会関係を築く上でも大切なものです。アンケート調査の結果から就労意向を見ると、30代、40代では3割の人が「一般就労」を希望しています。一方で、町の現状としては「さまざまなタイプの働く場所が用意されていると思わない」という回答が多くなっており、「これまでできなかったから」という理由で諦めている人も少なくないのでは、という意見も届いています。町では、この結果を受け止め、その人の適性に応じて多様な働き方ができるよう、働きたい人誰もが働ける就労支援体制の整備に重要的に取り組みます。

< 関連施策 > P62

- ・ 就労支援ネットワークの整備
- ・ 効果的な就労支援策の検討
- ・ 事業主への雇用の啓発

重点施策 3 暮らしやすい生活の場の確保

住まいが地域生活で重要なのは言うまでもありませんが、施設や病院の生活から地域の生活への移行（地域移行）を支える上では、障害の状況やライフステージに応じて、自宅、施設、グループホームなどの暮らしの場が必要に応じて選択できることが大切です。また、今後の障害のある人自身や介助者の高齢化を考えると、将来の安心確保のためにもその重要性は大きくなっています。アンケート結果を見ると、特に知的障害のある方から、グループホームやケアホームの充実への要望が3割前後に達しています。町では、この結果を受け止め、年齢や生活環境に応じた暮らしやすい生活の場の確保に重点的に取り組みます。

< 関連施策 > P57

- ・ 公営住宅等の入居優遇措置
- ・ グループホーム等の確保
- ・ グループホーム等の入居者支援

2 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
継続的な保健・医療サービスの提供	(1) 保健・福祉・医療等の連携の推進	予防と健康づくりの充実 障害の早期発見・早期対応 発達障害児等への対応体制 の整備
地域での自立生活支援の充実	(1) 在宅生活を支えるサービスの充実	在宅福祉サービスの充実 経済的支援
	(2) 日中活動の場の充実	活動の場の充実 移動支援の充実
	(3) 暮らしの場の確保	居住の場の確保 施設等利用者への支援
	(4) 相談と情報提供の充実	相談と情報提供の充実 コミュニケーション支援
雇用と就労支援の充実	(1) 雇用・就労の促進	就労支援ネットワークの整備 雇用の場の拡大 就労支援事業の充実
ともに学びともに育つ地域づくり	(1) 保育・教育の充実	療育・保育支援の充実 特別支援教育の推進 放課後対策等の充実 地域交流の促進
	(2) スポーツ・文化活動への参加促進	スポーツ参加の機会の確保 レクリエーション活動の促進
	(3) こころのバリアフリーの推進	広報・啓発活動の推進 ボランティア活動の促進
安心して暮らせる住みよいまちづくり	(1) 福祉のまちづくり	バリアフリーの推進
	(2) 防犯・防災対策の充実	特別なニーズの把握と 救援システムの構築 障害者向け防災マニュアル の作成 防犯体制の確立

基本目標 1

継続的な保健・医療サービスの提供

主要課題 1 保健・福祉・医療等の連携の推進

現状と課題

障害のある人が地域において、自分らしく自立して生活するためには、健康であることが重要な条件になります。

そのためには、障害の内容やライフステージの各段階に応じた適切な支援を行うことが重要です。

障害の早期発見・早期支援は、障害のある人が地域で自立した生活を送る基盤を作るきわめて重要なものとなります。特に乳幼児期からの療育指導はその後に続く保育・学校教育などの各段階における支援の基盤を作るものです。

町では現在、乳幼児においては、早期療育の重要性から、要支援者の早期発見と早期介入に努めるとともに、平成18年からは発達支援システム検討会議を立ち上げ、保健・福祉・医療等が連携を図りながら支援をしています。

また、加齢に伴う疾病による障害においては、疾病の早期発見や治療に加えて、若いうちから生活習慣の見直しなどを通じて積極的に健康を増進し、疾病の発症予防や進行を抑える対策をすすめています。

今後は、保健・福祉・医療等の連携を一層すすめ、平成20年3月から設置している葉山町自立支援協議会での検討を中心に、障害のある人のライフステージに応じた保健・福祉サービス・リハビリテーション体制の一層の充実に努めていくことが課題です。

キーワード

予 防 と 健
康 づ く り

障 害 の 早
期 発 見 ・ 早
期 対 応

発 達 障 害
児 等 へ の
対 応

施策の方向 予防と健康づくりの充実

事業名	事業内容	担当課
障害者医療費助成事業	重度障害者の保険診療にかかる医療費を助成することにより、医療費負担の軽減を図ります。 また、制度の安定的かつ継続的な運営をめざすため、対象者の範囲等の見直しを検討します。	福祉課
自立支援医療費の支給	障害のある人の障害の程度を軽くするための治療や精神疾病の通院にかかる医療費を、障害者自立支援法に基づき、自立支援医療費として支給します。	福祉課
健康増進事業	住民の健康増進を目的に、各種ガン・歯周疾患等の検診や健康相談・各種健康づくり事業を実施します。	保健センター
特定検診・特定保健指導事業	国民健康保険加入の40歳から74歳の方に対し健康診査を実施し、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防・早期発見に努めます。また、重症化を予防するための保健指導を実施します。	保健センター
母子保健事業	妊婦から乳幼児の健康相談・健康教育・乳幼児健診・訪問指導等を実施することにより、要支援者への早期介入と適切な育児指導を実施することにより、子の健康やかに育つための育児支援を行います。	子ども育成課
新規精神保健の啓発	地域住民の精神保健の維持・向上、精神障害への理解を深めるため、啓発活動に取り組んでいきます。	福祉課

施策の方向 障害の早期発見・早期対応

事業名	事業内容	担当課
乳幼児療育事業	つくしんぼグループの実施により、発達上何らかの支援の必要な親子に対し、早期に発達支援をすることで、子どものスムーズな成長及び親の育児不安への支援を行います。	子ども育成課
健康増進事業（再掲）	住民の健康増進を目的に、各種ガン・歯周疾患等の検診や健康相談・各種健康づくり事業を実施します。	保健センター
特定検診・特定保健指導事業（再掲）	国民健康保険加入の40歳から74歳の方に対し健康診査を実施し、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防・早期発見に努めます。また、重症化を予防するための保健指導を実施します。	保健センター
健診フォロー体制の整備	成人に関しては、がん検診追跡調査（未受診者への受診勧奨）、基本健康診査の要フォロー（生活指導等）により、ハイリスク者において、危険因子の早期発見、早期改善に努めます。乳幼児においては、乳幼児健康診査で何らかの支援の必要な親子に対し、経過健診や心理発達相談、医療機関での精密健康診査等により、健診後の支援を行うとともに、療育機関や医療検診、育児相談での支援を継続的に実施します。	保健センター 子ども育成課

施策の方向 発達障害児等への対応体制の整備

事業名	事業内容	担当課
たんぽぽ教室推進事業	未就学の障害児や自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（AD/HD）など、これまでの障害認定基準だけでは対応できない児童を含めて、専門職等による療育指導・機能訓練等を行い、子どもの発達を支援するとともに、保護者等に対し児童の正しい理解と療育を指導します。	子ども育成課
指導員や保育士の研修の充実	従来の障害認定基準では対応できない軽度発達障害児などに対応していくため、対象児童に適した療育ができるよう指導員の研修を充実させ、資質向上を図ります。	子ども育成課
一貫した相談支援体制の充実	保健・福祉・医療・教育等が連携し、乳幼児期から学校卒業までの、障害のある子ども及び保護者等に対する一貫した相談・支援を実施していくため、「保育園・教育総合センター」の機能をさらに充実していきます。	子ども育成課 学校教育課 福祉課

基本目標 2

地域での自立生活支援の充実

主要課題（１）地域生活を支えるサービスの充実

現状と課題

障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らせるようにするためには、その介護に当たる家族の負担を軽減することも含め、様々な支援体制を整備・充実させていくことが重要です

障害者自立支援法の施行により、地域生活を支える各種サービスは、従来のサービスの区分や内容が見直されるとともに、利用者の原則１割負担が生じています。また、難病や重度・重複障害により日常的に医療的ケアが必要な方への支援など、障害のある人の様々な要望に必ずしも十分対応できているとはいえないのが現状です。

制度の移行に伴うニーズの増加に対応するとともに、障害の重度化、高齢化などにより、各種サービスの質と量を適切に確保していく必要があります。

キーワード

在宅福祉サ
ービスの充
実

経済的支援

施策の方向 在宅福祉サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
新規 居宅介護 【介護給付】	日常生活に必要な「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の各サービスを提供します。制度の定着や地域移行の促進に伴うサービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。 (見込量はP80)	福祉課
新規 日常生活用具の給付	主に身体障害者に対し、自立した日常生活を支援するための用具を給付します。身体障害者等のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。 (見込量はP84)	福祉課
入浴サービス事業の 充実	家庭において入浴することが困難な在宅の重度障害者の福祉の向上を図るため、訪問入浴サービスを実施します。週1回の提供となっていますが、夏場の必要回数などを検討しサービスの充実を図るために、地域生活支援事業とすることを検討します。	福祉課
ふとん乾燥サービス 事業	重度障害者の衛生保持のため、ふとん乾燥サービスを行います。年2回の実施となっていますが、他の方法も視野に入れて事業の見直しを検討します。	福祉課
配食サービスの充実	食事作りが困難な在宅の高齢者及び重度障害者の世帯に、調理した夕食を配達し、健康保持や安否確認を行います。休日の提供などのニーズを把握し、内容の充実を検討します。	福祉課
補装具費の支給事業	障害のある人の身体機能の補完又は代替し、自立した日常生活を行うよう、障害者自立支援法に基づき、「補装具費」の購入又は修理費を支給します。	福祉課
介護用品支給事業	重度障害者で常時排泄用具を必要とする方に対し、紙おむつ等の介護用品を支給します。	社会福祉協議会

施策の方向 経済的支援

事業名	事業内容	担当課
障害者手当支給事業	毎年4月1日現在で町内在住の身体障害者・知的障害者に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。 支給対象者の重点化等を含め、対象者の範囲等の見直しを検討します。	福祉課
特別障害者手当支給事業の普及・啓発	在宅の重度障害者で常時介護を要する方が手当を受給できるよう制度の普及・啓発に努めます。	福祉課
神奈川県在宅重度障害者手当支給事業の普及・啓発	毎年4月1日現在で県内に1年以上居住している在宅障害者に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。手当を受給できるよう制度の普及・啓発に努めます。	福祉課
公共料金等割引制度の普及・啓発	重度障害者の日常生活の支援を行うために、公共料金等の割引制度の普及・啓発に努めます。 ・電車、バス等の交通機関の運賃の割引 ・有料道路の通行料金の割引 ・水道・NHK・下水道使用料等の一部を免除	福祉課

主要課題（２）日中活動の場の充実

現状と課題

これまで障害福祉に関わる施設は、身体、知的、精神それぞれ複雑な施設・事業体系に分かれて様々なサービスが提供されてきましたが、障害者自立支援法においては、これらの事業体系が見直され、必要とする人が必要な機能を選べるよう整理されています。

葉山町においては、障害者地域作業所を平成１７年４月より知的障害者授産施設「葉山はばたき」に転換し、施設福祉サービスの充実を図ってきました。また、精神障害に関する活動の場の整備としては、地域作業所として親しまれている「作業所トントン」の運営支援を行ってきました。しかしながら、多様な活動の場を確保するという観点からは、依然として不十分なのが現状です。

また、アンケート調査の結果からは、当事者、事業者双方からショートステイへの要望も多くみられることから、日中の居場所づくりの面からもショートステイの確保・充実にに向けた取り組みが課題となっています。

日中活動の場の充実していくためには、葉山町だけで完結することは事業運営上も難しく、障害者団体や周辺市町と連携した広域的な対応が必要です。またあわせて、施設への通所などの移動手段も考慮した対応が求められます。

障害のある人が豊かな日中活動を営むことができるよう、新制度による利用者の動向に注意しつつ、障害者団体や民間団体の活動を積極的に支援していくことが課題です。

キーワード

活動の場の
充実

移動支援の
充実

施策の方向 活動の場の充実

事業名	事業内容	担当課
新規 障害者支援施設の充実	「葉山はばたき」は指定管理制度の導入により、質の高い障害者支援施設サービスを提供しています。 平成２３年度までに、障害者自立支援法に基づく、新体系サービスへの移行を円滑に進め、利用者増加、工賃アップなどサービスの更なる充実を図ります。	福祉課
障害児の活動の場の充実	障害のある子どもの総合的な療育の拠点である「保育園・教育総合センター」内の「たんぼぼ教室」を活用し、障害児の日中の活動の場を充実します。	子ども育成課
精神障害者地域作業所の運営支援	就労することが困難な在宅の精神障害者に作業訓練等の場を提供する地域作業所に運営費の補助を行い、精神障害者の社会参加、社会復帰の促進を図ります。 また、障害者自立支援法に基づく、地域活動支援センターへの移行を支援します。	福祉課
新規 日中活動サービス 【介護給付】	施設入所などで昼間に利用できる「生活介護」「療養介護」「児童デイサービス」「ショートステイ」の各サービスを提供します。 新体系への移行計画を踏まえつつ、今後の利用者の伸びや日中活動の場に対するニーズを勘案し、必要なサービス量の確保に努めます。 (見込量はＰ８１)	福祉課
新規 地域活動支援センター設置の推進	創作的活動や社会交流活動など障害のある人の日中活動を支援する地域活動支援センター事業を「地域生活サポートセンター　とらいむ」で実施しています。 町内の身近な場所に地域活動支援センター設置し、更なる充実を図るため、公共用地の有効活用等の事業所支援策を検討します。 (見込量はＰ８５)	福祉課
新規 日中一時支援事業	障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者を一時的に施設で預かります。 障害のある人のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。 (見込量はＰ８５)	福祉課

施策の方向 移動支援の充実

事業名	事業内容	担当課
新規 移動支援事業	障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障害のある人に外出支援を行います。 利用者のニーズに応じて、より柔軟な対応が図れるよう、サービス対象者、支給要件の見直しを検討します。 (見込量はP85)	福祉課
送迎サービス運営事業	本人及び介護者だけでは移動が困難な重度障害者の病院の入退院や通院施設の入退所に、車椅子ごと乗車できるハンディキャブによる送迎サービスを行います。	福祉課
移動に係る経費の助成	在宅の重度障害者が利用するタクシー料金や自動車燃料費の一部を助成することにより、障害のある人の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。	福祉課
施設等通所交通費の支給	施設等に通所している在宅障害者に対し、交通費を助成することで、障害のある人の経済的負担の軽減及び通所サービスの利用促進を図ります。	福祉課

主要課題（３）暮らしの場の確保

現状と課題

住宅は地域での生活基盤そのものであることから、障害のある人の住まいの確保、くらしやすい住まいの普及など、住宅に関する施策の充実や、障害のある人が共同で生活を営むグループホームなど、様々なニーズに対応していくことが求められています。

また、障害の重度化や高齢化により、適切なケアを受けられる暮らしの場として入所施設を確保していくことも必要です。

現在町内にはケアホームが１箇所（ジャストサイズ一色）しかなく、町営住宅も慢性的に空きがない状態となっています。当事者やその家族の高齢化とともに、地域での暮らしの場の確保と自立生活を継続するための支援は今後の重要な課題となります。

障害のある人が、安心して暮らせるよう設備等に配慮された町営住宅、民間住宅等の整備・供給をすすめるとともに、広域での対応を中心に、障害のある人が住みやすい住宅を確保できるようグループホームやケアホームの設置・運営への支援に努めます。

キーワード

居住の場の
確保

施設等利用
者への支援

施策の方向 居住の場の確保

事業名	事業内容	担当課
町営住宅の整備	バリアフリー化の推進など障害のある人が快適に生活できる町営住宅の整備を推進します。	福祉課
公営住宅等の入居優遇措置 重点	障害のある人が県営住宅又は町営住宅に入居する際、入居の優遇を図り、障害者世帯を支援します。 また、障害のある人向けの住宅を確保するため、民間賃貸住居への入居支援策を検討します。	福祉課
住宅設備改良費補助事業	重度障害者又はその保護者が在宅生活に適するよう住宅設備を改造する場合、その改造費の一部を助成し、障害のある人の日常生活の便宜を図るとともに社会的自立を促進します。 また、補助制度を有効に活用した住宅改良工事ができるよう情報提供や相談体制を充実するとともに、介護保険と連携を図りながら、施工事業者に対し、住宅改造制度の周知を図ります。	福祉課
新規グループホーム等の確保 重点	地域生活への移行を促進するため、障害福祉サービスにおけるグループホーム、ケアホームの確保に努めます。 当事者やその家族の高齢化を見据え、町内にグループホーム等の生活の場の設置意向を持つ事業者・団体に対し、支援策を検討します。 (見込量はP82)	福祉課

施策の方向 施設等利用者への支援

事業名	事業内容	担当課
新規施設入所支援【介護給付】	施設に入所する人に、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。 施設を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、周辺市町と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に努めます。 (見込量はP82)	福祉課
新規自立訓練（機能訓練・生活訓練） 【訓練等給付】	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活力向上のための訓練を行います。 専門的なサービスを提供できる施設は限られているため、広域連携による新たな活動の場の確保を図ります。 (見込量はP81)	福祉課
新規更生訓練費の確保	身体障害者が施設において更生訓練を行う際に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。 身体障害者のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。 (見込量はP85)	福祉課
新規グループホーム等の入居者支援 重点	グループホーム、ケアホームに入居する精神障害者及び知的障害者者に対し、家賃等の助成により自立生活の支援を図っていきます。	福祉課

主要課題（４）相談と情報提供の充実

現状と課題

障害のある人や家族が持つ不安や疑問を解決するためには、情報の提供と相談体制の充実が欠かせません。

現在、地域には町役場のケースワーカーをはじめ、身近な相談窓口として障害福祉相談員や民生委員、相談支援事業所の相談支援専門員（「支援センター風」と「地域生活サポートセンターとらいむ」）が、障害のある人や家族の相談支援に従事しています。

しかしながら、日常的な相談に対して、まずどこに相談すれば良いかという分かりやすい体制、相談に来た人に総合的に対応できる体制にまではなっていません。

今後は、きめ細かな対応ができるようケアマネジメントに関する人材を育成するとともに、庁内の様々な相談窓口の対応の向上に努め、障害のある人や家族が安心して気軽に相談できる体制を確立していくことが課題です。

また、現代社会においては、適切な情報の入手は社会で活動していくための重要な条件となっていますが、障害のある人は、情報の入手が困難に感じることも少なくありません。情報の入手や発信は新たな基本的人権であるとの認識に立ち、情報のバリアフリー化をすすめる必要があります。

キーワード

相談と情報
提供の充実

コミュニケ
ーション支
援

施策の方向 相談と情報提供の充実

事業名	事業内容	担当課
新規 相談支援ネットワークの構築 重点	障害のある人や家族の相談に対して、適切な情報提供が行えるよう、相談支援事業者、福祉施設、地域活動支援センター、地域作業所等の関係機関とのネットワーク体制を構築します。（自立支援協議会） （見込量はP84）	福祉課
新規 相談支援事業の充実 重点	障害のある人や家族等からの相談内容に応じて、福祉サービスの利用調整や地域生活に関する相談など、総合的な相談窓口として実績のある相談支援事業所（「支援センター風」と「地域生活サポートセンター とらいむ」）で実施しています。 （見込量はP84） サービス利用に関する調整が困難な人で、計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる人に対し、サービス利用計画を作成します。 （見込量はP82）	福祉課
新規 相談窓口の充実 重点	町の相談窓口において、適切な対応ができるよう、保健師等の専門職員の確保や資質向上に努めるとともに、相談支援事業所等の関係機関との連携強化を図ります。 また、庁舎内や町内施設等で相談ができるよう、相談支援事業所の出張相談等の実施を検討します。	福祉課
保健相談事業	障害のある人及びその家族の方の相談にタイムリーに対応できるよう関係機関と連携をしながら相談の充実を図ります。必要に応じて家族等への訪問を行います。	保健センター 福祉課
新規 成年後見制度利用支援事業	高齢者や障害者が尊厳ある生活を維持するため、社会福祉協議会やNPO法人などと連携して、成年後見制度の相談・利用支援及び普及・啓発を行います。	福祉課
あんしんセンター事業	地域で安心して生活ができるよう、高齢者や障害者で判断能力に不安がある方に対し、福祉サービスの利用、日常的な金銭管理、財産の保管等のサービス事業を実施します。	社会福祉協議会
神奈川県障害福祉相談員の相談	障害のある人の安定した地域生活を支えるため相談等を行うとともに、住民の障害福祉に関する理解を深め、障害福祉全般の増進を実施しています。	県鎌倉保健福祉事務所 福祉課

事業名	事業内容	担当課
民生委員・児童委員の相談	地域で安心して生活ができるよう、生活に関する身近な相談を実施しています。	民生委員・児童委員 福祉課
新規 情報提供の充実	障害者手帳交付の際にガイドブックを配付し、利用可能な制度について周知するとともに、広報紙や町のホームページなど多様な手段を通じてわかりやすい、利用しやすい情報を提供します。 また、庁舎内に音声拡大読書機「よむべえ」を設置し、視覚障害者、学習障害者、高齢者等のサポートをします。	福祉課

施策の方向 コミュニケーション支援

事業名	事業内容	担当課
新規 コミュニケーション 支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害のある人等の意思疎通の円滑化を図るため、福祉課窓口到手話通訳者を設置するとともに、病院や公共機関等での各種手続きや相談がスムーズに行われるよう手話通訳者の派遣を行います。聴覚障害者等のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めます。 (見込量はP84)	福祉課
手話奉仕員養成講座	手話の習得を希望している方に対し、厚生労働省のカリキュラムに基づいて、講座を開催し手話奉仕員を養成します。 地域に不足する手話通訳者の養成について、近隣市町村や社会福祉協議会と連携しながら事業化を検討します。	福祉課 社会福祉協議会

基本目標 3

雇用と就労支援の充実

主要課題（１）雇用・就労の促進

現状と課題

障害のある人の就労については、雇用の場が限られていること、障害理解に基づく適切な就労支援体制が十分ではないことなどにより、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

これらの問題を解決するため、障害者自立支援法においては、障害のある人の就労への抜本的強化が行われていますが、障害のある人が働く場合、就労訓練にとどまらず、就労先の開拓やあっせん、職業研修、就業支援、就労後の支援、さらには生活全般への支援といったものが密接に関連していることが必要です。

今後は、事業主をはじめとして広く町民に対して障害者雇用についての啓発活動を行うことにより、身近な地域の中に働きやすい環境づくりに取り組みます。また、就労移行支援事業者などの関連団体と連携し、職業訓練・相談機能の強化、生活支援と一体となった支援施策の充実も検討していきます。

また、公的分野においては、法定雇用率の遵守はもちろんのこと、就労意欲を持つ人の意欲と適性に応じた多様な就労形態の検討、福祉施設等への委託業務の拡大などに率先して取り組んでいく必要があります。働く意欲のある人が、一人でも多く就労できるよう、一人ひとりの特性にあった働く場の確保と就労支援を推進します。

キーワード

就労支援ネットワーク
の整備

雇用の場の
拡大

就労支援事業
の充実

施策の方向 就労支援ネットワークの整備

事業名	事業内容	担当課
新規 就労支援ネットワーク の構築 重点	障害のある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、情報提供が行えるよう、ハローワーク（公共職業安定所）、地域障害者就業センター（神奈川障害者職業センター）、障害者しごとサポート事業、障害者就業・生活支援センター（よこすか障害者就業・生活支援センター）等とのネットワーク体制を構築します。	福祉課
新規 効果的な就労支援策の 検討 重点	葉山町自立支援協議会に就労支援に関する作業委員会を設置し、雇う側と雇われる側の就労前後の支援など、就労支援に関わる施策を総合的な観点から見直し、効果的な就労支援策を検討していきます。（自立支援協議会）	福祉課

施策の方向 雇用の場の拡大

事業名	事業内容	担当課
事業主への雇用の啓発 重点	町内の事業主に対し、障害者雇用に関わる各種助成制度の活用や税制優遇措置の周知、雇用実例の紹介を行い、地域の中で障害のある人が就労できる場の開拓に努めます。	福祉課
新規 公共施設の雇用拡大	町等の公共機関において、障害のある人の雇用の拡大や就労の場の創出に努めます。	総務課 福祉課
新規 職場実習の受け入れの 検討	障害のある人の一般就労への移行を支援するため、町等の公共機関において、障害のある人の職場実習の受け入れを検討します。	総務課 福祉課
新規 町の業務の委託促進	障害のある人の福祉的就労の充実を図るため、町の業務を作業所等に対して積極的に委託するよう関係各課に働きかけます。	福祉課
新規 就労の機会の拡大	障害者団体等への委託や短時間雇用、ワークシェアリング、インターネットを利用した在宅就業等の普及など、一人ひとりの能力や特性に応じた、働く機会の増大につながる支援と環境づくりを検討します。	福祉課

施策施策の方向 就労支援事業の充実

事業名	事業内容	担当課
新規 就労に関する相談体制 の充実)	葉山町自立支援協議会での検討を中心に、就労先開拓、就労支援、就労定着支援など、相談支援事業所や就労関連機関、周辺市町との連携を図りながら、就労の意向確認から就労後のフォローまでの就労相談支援策の充実に努めます。	福祉課
新規 就労支援事業の確保	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、知識や能力向上のための訓練を行う「就労移行支援」、一般企業等への就労が困難な人に、働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行う「就労継続支援」のサービスを提供します。 (見込量はP81)	福祉課
雇用報奨金支給事業	町内に居住する障害のある人の雇用と就労の定着を図るため、知的障害者と精神障害者を3ヵ月以上雇用する事業主に対し雇用報奨金を支給します。	福祉課
新規 就労定着支援事業	障害のある人の就労において、就労後の定着を図るため、障害のある人と事業所の双方を支援する定着支援策を検討します。	福祉課

基本目標 4

ともに学びともに育つ地域づくり

主要課題 1 保育・教育の充実

現状と課題

子どもが将来、社会的に自立できるように支援していくために、教育は重要な役割を果たしています。特に、障害のある子どもや家族にとっては、一人ひとりの個性や能力を育むために、継続的に幅広く支援していくことが必要です。

またこれからは、学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症などの問題を抱える児童を含めて、障害のある子どもも地域の通常の学級で学習することを前提にしたうえで、必要に応じて補完的に特別な支援を行う学習の場を提供していくことが求められています。すでに、町立保育園では、一定の要件のもと障害児保育（統合保育）を実施していますが、今後は、幼稚園等での障害児の受入に対する支援についても、さらに検討する必要があります。また、学校教育においては、すべての学校に特別支援学級を設置し、障害のある児童・生徒のニーズに対応した特別支援教育を実施しています。

これからは、教育・福祉・保健・医療等が連携して、乳幼児期から学校卒業まで、障害のある子ども及びその保護者等に対する一貫した相談・支援体制を整備していくことが課題です。

さらに、障害のある人もない人も、ともに地域の中で学び、育つことで、幼い頃からノーマライゼーションの理念を自然に身に付けていくことができるような環境を整えることも大切な課題です。

キーワード

療育・教育
支援の充実

特別支援教
育の推進

放課後対策
等の充実

地域交流の
促進

施策の方向 療育・教育支援の充実

事業名	事業内容	担当課
障害児保育（統合保育）の充実	一定の要件のもと、障害のある児童を受け入れることにより、その児童とその他通園児童の健全な発達及び人格形成を促進するとともに、障害のある児童の家庭の子育てを支援します。	子ども育成課
障害児の幼稚園への就園支援	障害児を積極的に受け入れる幼稚園に対し、経費の一部を補助し、幼稚園教育の振興を図っています。	教育総務課
適応指導教室の設置	町内小・中学校に在籍する不登校児童・生徒の学校復帰のため、学校と連携を図りながら、個人の状況に合わせた個別指導を実施する適応指導教室を設置しています。	学校教育課

施策の方向 特別支援教育の推進

事業名	事業内容	担当課
就学支援委員会の開催	葉山町内に住所のある障害のある児童・生徒に対し適切な就学支援を行うため委員会を開催します。	学校教育課
特別支援学級の設置	地域の中で「共に学び共に育つ」ことを基本に据えた観点から、障害のある児童・生徒の学区に特別支援学級を設置しています。さらに特別支援学級の担任以外に介助員を配置し障害に応じた支援の充実を推進しています。	学校教育課
学校施設の整備	障害のある子どもたちの教育的ニーズに応じた教育環境を整えます。	学校教育課
特別支援学級就学奨励費補助	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学奨励事業を行います。	学校教育課
特別支援教育の推進	障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制を整備していきます。	学校教育課

施策の方向 放課後対策等の充実

事業名	事業内容	担当課
児童・生徒の居場所づくり	ノーマライゼーションの観点から、障害のある子どもの放課後の居場所として、一定の要件のもと学童クラブでの受入（小学校3年生まで）を実施しています。 今後は専門員の確保など受入体制の整備とともに、関係各課や関係機関と連携を図りながら児童・生徒の居場所の確保について検討していきます。	子ども育成課 福祉課

施策の方向 地域交流の促進

事業名	事業内容	担当課
福祉教育・交流教育の推進	幼少期から社会福祉への関心を持ち、就学前教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進するとともに、保育園、幼稚園、小・中学校と特別支援教育諸学校等の児童・生徒が日常的な交流や、共同体験を通じて互いに理解を深めあい、ともに豊かな人間性を育てあえるよう、福祉教育や交流教育をすすめます。	子ども育成課 学校教育課 福祉課

主要課題２ スポーツ・文化活動への参加促進

現状と課題

一人ひとりの生活の質を向上させるうえで、スポーツ活動や文化活動は重要な役割を果たしています。

現在では、障害のある人の運動会や障害者ヨット大会を開催するなど障害者スポーツ・文化活動への支援を行っていますが、各種の施設利用の支援も十分とはいえず、障害のある人となない人が一緒にスポーツ活動や文化・芸術活動に参加したり、仲間と集える機会も十分とはいえません。

今後、日常生活の一環として、スポーツ・文化・芸術などの事業を充実させ、障害の程度にかかわらず、障害のある人も、ない人も、気軽にスポーツや文化活動に参加でき、楽しめるような体制づくりが課題です。

キーワード

スポーツ参加の
機会の確保

文化・レクリエーション活動
の促進

施策の方向 スポーツ参加の機会の確保

事業名	事業内容	担当課
障害者運動会の開催	運動会を開催することにより、障害のある人の健康の増進と社会参加を図ります。	福祉課
障害者スポーツの振興	スポーツに興味を持つ障害のある人に対し、教育委員会等と連携を図りながら、スポーツ活動に参加する機会や指導を受ける機会を創出していきます。	福祉課 生涯学習課
障害者スポーツ大会への参加支援	障害がある人のスポーツ活動を促進するため、国や県が実施する障害者スポーツ大会への参加を支援します。	福祉課
心身障害者ヨット競技大会事業	ヨット大会を開催することにより、障害のある人のスポーツの振興を図ります。	福祉課

施策の方向 文化・レクリエーション活動の促進

事業名	事業内容	担当課
障害者作品展の開催	障害のある人が日頃の成果を披露する作品展を開催し、文化活動の充実を図ります。	福祉課
障害者団体の各種行事の支援	障害のある人を支援する障害者団体に対し、行事や旅行等の活動費を支援することにより、文化・交流活動を促進します。	福祉課
横須賀三浦地区ふれあい広場への支援	横須賀三浦地区の知的障害者施設、作業所、行政が協働により、アトラクション、展示、販売等のイベント「ふれあい広場」を開催し、情報交換や交流を図るための活動を支援します。	福祉課

主要課題3 こころのバリアフリーの推進

現状と課題

障害のある人の自立と社会参加を進めるためには、町民一人ひとりが障害のある人に対する理解と認識を深めることにより、障害のある人への偏見や差別を取り除いていくことが必要です。また、「こころのバリアフリー」を推進するため、障害に関する正しい理解や知識・情報提供を積極的に行っていかなければなりません。そのためには、体験ボランティアの機会の充実などにより、一人でも多くの人が障害のある人に対する理解を深めていくことも大切となります。

葉山町では、障害者施設で作成した作品を町役場・福祉文化会館などで展示販売し、活動内容を紹介しておりますが、今後も、民生委員や福祉相談員等の力を借りながら広報活動・啓発活動をさらに続けていくことが大切です。

また、ボランティア活動への支援は、葉山町社会福祉協議会が中心となり実施しておりますが、さらに、機会を充実させ、ボランティアのすそ野を広げていくことが大切となります。

キーワード

広報・啓発
活動の推進

ボランティ
ア活動の促
進

施策の方向 広報・啓発活動の推進

事業名	事業内容	担当課
障害者週間の啓発活動	ノーマライゼーションの理念の定着を図るため、障害者週間（12月3日～12月9日）に障害者団体等と連携し、パネル展示、障害のある人や家族による講話「ともしび運動推進 葉山町懇話会」の開催、「障害者キャンペーンポスター」及び「心の輪を広げる体験作文」等のキャンペーン活動を支援します。	社会福祉協議会 福祉課
学習機会の充実	障害のある人に対する理解と認識を深めるための福祉教育を推進するため、各種講座等を企画し、学習機会の充実を図ります。	社会福祉協議会
新規町職員への啓発	ノーマライゼーションの理念をさらに深めるため、職員研修等の充実を図ります。	総務課 福祉課

施策の方向 ボランティア活動の促進

事業名	事業内容	担当課
福祉教育、ボランティア教育の充実	町内の小・中学校においては、体験学習の一環として、手話講習や車椅子体験を通して、障害児者への理解を深めるため、福祉教育、ボランティア教育を実施します。	学校教育課 社会福祉協議会
体験ボランティア活動に向けた体験学習	障害のある人に対する理解と認識を深めるため、福祉施設等での体験学習の機会を充実します。	社会福祉協議会
ボランティアの育成	ボランティアを希望する人のため、手話奉仕員、点訳ボランティア、音訳ボランティア、精神保健福祉ボランティア等の養成講座を開催し、ボランティア育成を行います。	社会福祉協議会
ボランティア活動への支援	ボランティアをしたい人、利用したい人への情報提供やコーディネートを行うとともに、活動団体への資金等の支援を実施します。	社会福祉協議会
新規 ボランティア活動団体との連携	ボランティア活動団体と連携しながら、活動内容の周知や活躍の機会づくりを進めていきます。	社会福祉協議会 福祉課

基本目標 5

安心して暮らせる住みよいまちづくり

主要課題 1 福祉のまちづくり

現状と課題

障害のある人が安心して暮らせるまちとは、すべての人がくらしやすいまちです。

町ではこれまでも「神奈川県福祉の街づくり条例」「葉山町まちづくり条例」に基づき、歩道の段差解消や拡幅、誘導ブロックの整備など、公共施設における生活空間の改善を推進するとともに、民間の開発や建築行為に対しても適切な配慮のお願いをしています。しかし、バリアフリーの観点から町内にある建築物、道路、公園、住宅等を見た場合、まだまだ十分とはいえないのが現状です。

今後も神奈川県福祉の街づくり条例や葉山町まちづくり条例の普及に努めるとともに、利用者の声に基づき、まちのバリアフリーを進めていきます。

キーワード

バリアフリー
の推進

施策の方向 バリアフリーの推進

事業名	事業内容	担当課
バリアフリーの推進	公共施設をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう「神奈川県福祉の街づくり条例」や「葉山町まちづくり条例」の周知を図り、民間事業者等への理解促進と施設整備を要請していきます。	福祉課
道路環境の整備	安全で快適な道路整備を進めるため、スロープの設置や段差のない歩道、車椅子などの通行の妨げとなる障害物の除去・移設、誘導ブロック等の整備に努めます。	道路河川課
公共施設等の整備	町営住宅、公衆トイレ等の公共施設の整備や改修において、計画の段階から障害のあるなしに関わらず、だれもが利用しやすい施設となる整備を推進します。	管財課 関係各課

主要課題 2 防犯・防災対策の充実

現状と課題

障害のある人は、障害の特性に応じて緊急時や災害時に対する様々な不安を抱えています。特に、ひとりでは避難できないことを始め、意志の疎通の問題や避難所での生活への不安が多くあげられています。

特に、緊急時と避難先における専門的な対応のためには、消防や近隣医療機関と検討し十分な体制を確保しておく必要があります。また、安否確認や避難の手助けに関しては、障害のある人の所在を事前に把握しておくことや、地域の自主防災組織との協働体制を確認しておくことは、いざという時の安心の確保のための重要な要素となります。

町では、防災無線の整備や防災資機材の充実を図るとともに、自主防災組織との防災訓練等も実施しておりますが、今後は、警察や消防などの関係機関や関係団体と連携しながら、地域支援体制を整備し、災害時の対応について準備しておく必要があります。

また、障害のある人が、犯罪にまき込まれる機会も少なくありません。安心して地域生活が送れるよう、地域における日ごろの防犯体制の強化が課題です。

キーワード

特別なニーズの
把握と救援シス
テムの構築

障害者向け
防災マニ
ュアルの作成

防犯体制の
確立

施策の方向 特別なニーズの把握と救援システムの構築

事業名	事業内容	担当課
新規 災害時要援護者の 情報把握	消防、警察、自主防災組織、町内会、自治会、民生委員との連携を図りながら、災害発生時に適切な避難誘導や安否確認を実施するための要援護者等の情報把握（登録）を行います。	福祉課
地域支援体制の整備	消防、警察、自主防災組織、町内会、自治会、民生委員との連携を図りながら、緊急時の連絡体制の整備に努めるとともに、地域ぐるみの災害時要援護者の地域支援体制の整備を図ります。	福祉課 消防署
防災あんしんカードの周知	緊急時や災害時に迅速な支援ができるよう、氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけ医、薬、介助内容等の情報を記載しておく「防災あんしんカード」を新規手帳取得者に配布し、制度周知に努めます。	福祉課

施策の方向 障害者向け防災マニュアルの作成

事業名	事業内容	担当課
障害者向け防災マニュアルの作成の推進	警察や消防など関係機関と連携しながら、災害弱者等の災害マニュアルの作成を推進します。	福祉課
防災訓練の推進	高齢者や障害者等災害時要援護者の防災訓練への積極的な参加を呼びかけます。	福祉課 消防署

施策の方向 防犯体制の確立

事業名	事業内容	担当課
防犯体制の確立の推進	障害のある人が地域で安心して暮らせるよう警察や消防との連携を図りながら防犯体制を強化します。	福祉課

第 4 章

障害福祉サービス及び 地域生活支援事業の方向 (障害福祉計画)

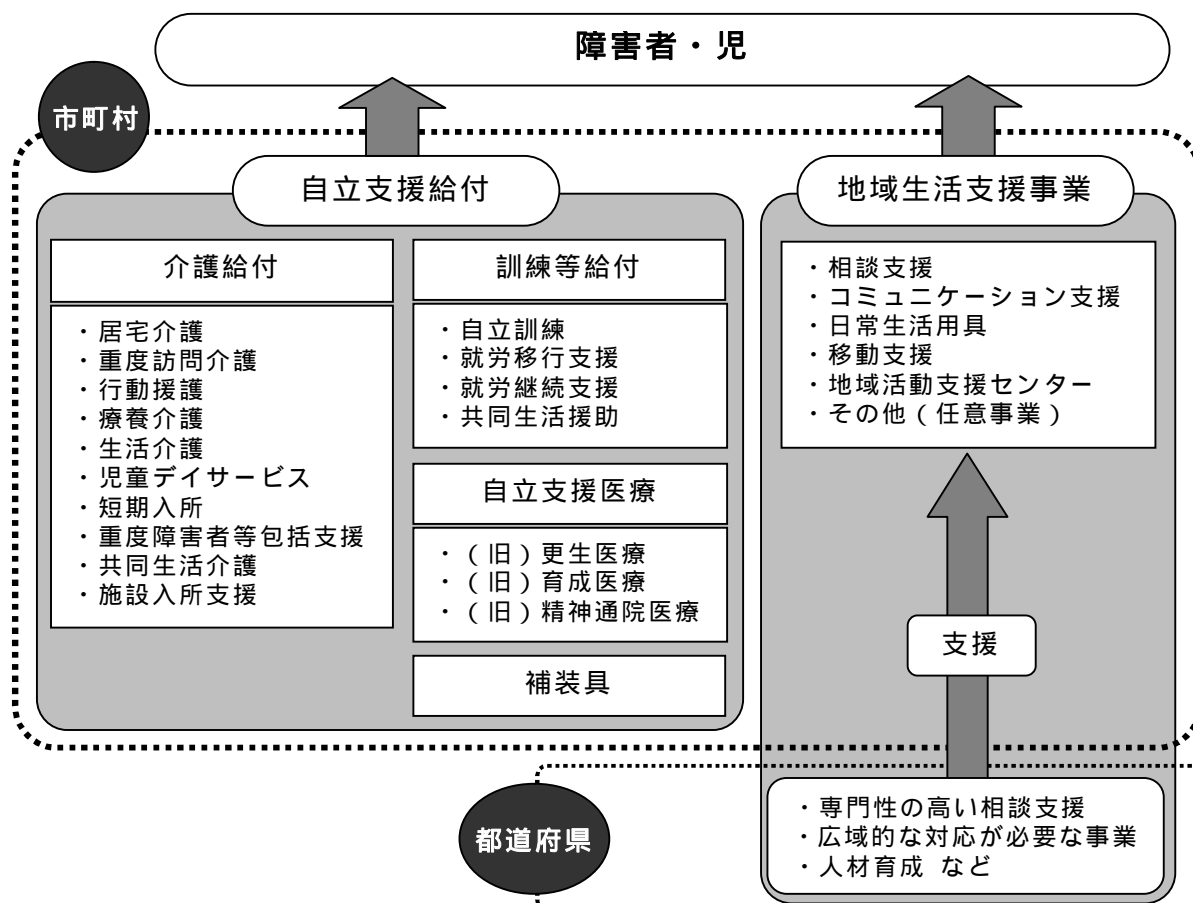
1 障害福祉サービスの全体像

障害者自立支援法では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」があります。

「地域生活支援事業」には、相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター機能強化事業の必須5事業と、地域の利用者の状況に応じて各市町村が実施するその他の任意事業があります。

■ 障害福祉サービスの全体像 ■



「介護給付」と「訓練等給付」をあわせたものを「障害福祉サービス」といいます。
この「障害福祉サービス」+「地域生活支援事業」が、「市町村障害福祉計画」で見込量を定める事とされているサービスです。

2 障害福祉サービス等の概要

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容	備考
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害程度区分 1 以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	障害程度区分 4 以上
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	障害程度区分 3 以上 行動援護項目が 10 点以上
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	障害程度区分 6

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容	備考
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	障害程度区分 3 以上 (施設入所者：障害程度区分 4 以上) 50 歳以上：障害程度区分 2 以上 (施設入所者：障害程度区分 3 以上)
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援（A 型・B 型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	A 型（＝雇atype）：雇用契約に基づく就労機会の提供や一般企業の雇用に向けた支援等 B 型（＝非雇atype）：一定の賃金水準に基づく継続的就労機会の提供、職業的訓練の実施等

サービス名	内容	備考
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療育上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	A L S : 障害程度区分 6 筋ジス、重心：障害程度区分 5 以上
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	原則、個別療育、集団療育が必要な未就学児童
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害程度区分 1 以上

（３）居住系サービス

サービス名	内容	備考
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	障害程度区分 1 以下
共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害程度区分 2 以上
施設入所支援（新法）	施設に入所する人に、主に夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害程度区分 4 以上 50歳以上：障害程度区分 3 以上
施設入所支援（旧法）	身体障害者更生施設や知的障害者更生施設等でサービスの提供を行います。	

（４）相談支援（サービス利用計画作成）

事業名	内容	備考
相談支援事業	サービス利用に関する調整が困難な人で、特に計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる人に対し、相談やサービス利用計画の作成等の支援を行います。	

3 障害福祉サービス及び相談支援の見込み

(1) 見込量の設定について

この計画では、「指定障害福祉サービス」(「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの)、「指定相談支援」及び「地域生活支援事業」の各事業について見込量を定めます。

なお、施設によって提供されるサービスに関しては、新たなサービス体系への移行期間が平成23年度までと定められています。このため、計画期間中は従来のサービス体系で利用する人と新たなサービス体系で利用する人との両方が存在することになりますが、自立支援法に基づく本計画においては、新たなサービス体系で利用する人に関してそのサービス量を見込量として設定します。

(2) 訪問系サービス

居宅介護【介護給付】

サービス名	実績		見込量			
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・重度障害者等 包括支援	490時間 -人分	251時間 18人分	420時間 25人分	485時間 28人分	560時間 32人分	680時間 38人分

* 数値は居宅介護全体。毎年3月分の一月あたり延べ利用時間数及び利用人数

(3) 日中活動系サービス

「日中活動サービス」【介護給付】

サービス名	実績		見込量			
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
生活介護	-人 32人日分	6人 99人日分	16人 290人日分	19人 346人日分	43人 813人日分	52人 988人日分
療養介護	0人分	0人分	0人分	0人分	1人分	1人分
児童デイサービス	-人 52人日分	10人 58人日分	14人 84人日分	16人 96人日分	18人 108人日分	20人 120人日分
短期入所 (ショートステイ)	-人 9人日分	5人 12人日分	5人 15人日分	8人 28人日分	11人 45人日分	15人 62人日分

* 数値は毎年3月分の一月あたり実利用人数及び延べ利用日数

自立訓練（機能訓練・生活訓練）【訓練等給付】

サービス名	実績		見込量			
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
自立訓練 (機能訓練)	0人 0人日分	0人 0人日分	2人 40人日分	2人 40人日分	3人 60人日分	3人 60人日分
自立訓練 (生活訓練)	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分	1人 20人日分	3人 60人日分	4人 80人日分

* 数値は毎年3月分の一月あたり実利用人数及び延べ利用日数

就労支援（就労移行支援・就労継続支援）【訓練等給付】

サービス名	実績		見込量			
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
就労移行支援	0人 0人日分	1人 3人日分	2人 30人日分	4人 60人日分	6人 90人日分	6人 90人日分
就労継続支援 (A型)	0人 0人日分	0人 0人日分	1人 15人日分	2人 30人日分	3人 45人日分	5人 75人日分
就労継続支援 (B型)	0人 21人日分	1人 20人日分	8人 120人日分	9人 129人日分	31人 432人日分	41人 610人日分

* 数値は毎年3月分の一月あたり実利用人数及び延べ利用日数

(4) 居住系サービス

居住支援（ケアホーム【介護給付】・グループホーム【訓練等給付】）

サービス名	実績		見込量			
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
ケアホーム (共同生活介護)	12人分	13人分	17人分	17人分	21人分	25人分
グループホーム (共同生活援助)						

* 数値は毎年 3 月31日現在の実利用者数

施設入所支援【介護給付】

サービス名	実績		見込量			
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
施設入所支援	0人分	1人分	8人分	10人分	13人分	18人分

* 数値は毎年 3 月31日現在の実利用者数

(5) 指定相談支援（サービス利用計画作成）

サービス名	実績		見込量			
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
指定相談支援	0人分	0人分	0人分	2人分	4人分	8人分

* 複数サービスを利用する方で、自ら利用に関する調整が困難な人に、サービス利用計画を作成します。施設入所支援やグループホーム等の利用者は、サービス利用調整を利用施設等が調整を行うので対象とはなりません。

4 地域生活支援事業の概要

事業名	内容	備考
相談支援事業	福祉サービスの利用調整や地域生活に関する相談に応じる事業です。相談実績のある社会福祉法人等に委託するとともに、地域自立支援協議会を設置し、重層的で実効性のある相談支援体制の構築を図ります。	利用者負担：なし
コミュニケーション支援事業	聴覚障害者や言語機能障害者に対し、手話通訳の派遣などを行う事業です。「手話通訳者派遣等事業」と同じ内容です。	利用者負担：なし
日常生活用具給付等事業	主に身体障害者に対し、日常生活を送るうえで利便性がある用具を給付する事業です。平成18年10月に品目が一部変更となり、ストマ用装具や紙おむつなど従来の補装具から日常生活用具に移行した品目があります。	利用者負担：原則 1 割 (日常生活用具単独の上限管理、所得に応じた月額上限負担額の設定あり)
移動支援事業	視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者などが移動する際の支援を行う事業です。やむを得ない事情がある場合には、通所及び通学時の利用も可能です。	利用者負担：原則 1 割 (介護給付・訓練等給付と合算して上限管理) 18歳以上の者：障害程度区分 1 以上 18歳未満の者：手帳所持
地域活動支援センター	創作的活動や社会交流活動など障害者の日中活動を支援する事業です。定員規模や事業所によって活動内容が異なります。	利用者負担：なし
更生訓練費給付事業	身体障害者が施設において更生訓練を行う際に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。	利用者負担：なし
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人を一時的に施設で預かる事業です。	利用者負担：原則 1 割 (介護給付・訓練等給付と合算して上限管理) 18歳以上の者：障害程度区分 1 以上 18歳未満の者：手帳所持

5 地域生活支援事業の見込み

(1) 相談支援事業

サービス名	実績		見込量			
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
障害者相談支援事業	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
地域自立支援協議会	無	有	有	有	有	有

* 数値は毎年 3 月 31 日

(2) 日常生活の支援

コミュニケーション支援

サービス名	実績		見込量			
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
コミュニケーション支援事業	1人 5件	1人 9件	1人 9件	1人 9件	1人 9件	1人 10件

上段は「手話通訳者設置事業」の実設置見込者数

下段は「手話通訳者派遣事業」の実利用見込み者数

日常生活用具の給付

サービス名	実績		見込量			
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
介護・訓練支援用具	2件	0件	3件	3件	3件	3件
自立生活支援用具	2件	1件	2件	3件	3件	3件
在宅療養等支援用具	2件	4件	5件	5件	5件	5件
情報・意思疎通支援用具	1件	0件	1件	2件	2件	2件
排泄管理支援用具	71件	84件	85件	86件	86件	86件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合 計	78件	89件	96件	99件	100件	101件

* 数値は年間合計

移動支援事業

サービス名	実績		見込量			
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
移動支援事業	12か所 24人分 256時間	12か所 25人分 316時間	13か所 27人分 340時間	14か所 29人分 364時間	15か所 31人分 388時間	15か所 33人分 412時間

* 数値は毎年3月31日現在の委託事業所箇所数及び毎年3月分の一月あたり実利用人数及び延べ利用時間数

(3) 地域活動支援センター

サービス名	実績		見込量			
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
町内地域活動支援センター (実施箇所数) (実利用見込み者数)	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
	0人分	0人分	0人分	0人分	9人分	11人分
町外地域活動支援センター (実施箇所数) (実利用見込み者数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	15人分	16人分	18人分	20人分	22人分	24人分

* 数値は毎年3月31日現在の実施箇所数と登録人数

(4) その他の事業(任意事業)

サービス名	実績		見込量			
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
日中一時支援事業	2か所 1人	2か所 1人	2か所 1人	2か所 2人	2か所 2人	3か所 2人
更生訓練費	1人 1箇所	1人 1箇所	1人 1箇所	1人 1箇所	1人 1箇所	1人 1箇所
訪問入浴サービス	2人 1箇所	2人 1箇所	2人 1箇所	3人 1箇所	3人 1箇所	4人 1箇所

* 数値は毎年3月31日現在の実施箇所数と登録人数

6 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）

（１）専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障害福祉に関する専門職員の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

（２）確実な情報提供

障害者自立支援法の施行による支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や住民、事業者に対し、広報やホームページなどの活用とともに、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

（３）施設整備の方針

各種施設整備に際しては、周辺市町や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設に関しては、周辺市町や社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業の推進を図ります。

（４）サービスを利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

7 平成23年度における目標値

本町では、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に関し、従来の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、従来の体系で福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成23年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

■ 【参考】国の基本方針 ■

- ・第1期障害福祉計画策定時の入所施設の入所者数の1割以上が地域生活へ移行する。
- ・平成23年度末時点の施設入所者数を第1期障害福祉計画策定時の施設入所者数から7%以上削減する。

【目標値】

項目	人数	備考
施設入所者数 (A)	21人	平成17年10月実績 (第1期障害福祉計画策定時)
【目標値】地域生活移行数(B)	4人	(A)のうち、平成23年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
地域生活移行率	19%	(B / A) 県の目標は14%
平成23年度末の入所者数 (C)	18人	平成23年度末の利用人員見込
【目標値】入所者削減見込(D)	3人	差引減少見込数(A - C)
削減率	14%	(D / A) 県の目標は5%

* 「平成17年10月の入所者数(A)」は、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に入所している者の合計数

【目標の達成に向けて】

- グループホーム、ケアホームなどの生活基盤整備については、周辺市町と連携し、必要な量の確保に努めます。
- 地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、ホームヘルプサービスやショートステイ、日中活動の場、身近な相談先などが先ず必要となります。このため、地域での生活を支える各種サービスをあわせて充実していきます。
- また、地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の理解が重要となるため、様々な機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成24年度までに、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者(「退院可能精神障害者」)が退院することを目指します。そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込みつつ、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標を設定します。

■ 【参考】国の基本方針 ■

- ・平成14年度における退院可能精神障害者数のうち、市町村及び都道府県が定める数を設定する。

【目標値】

項目	人数	備考
退院可能な精神障害者数	4人	平成18年6月における県内の退院可能精神障害者数を勘案して町が算出した値
【目標値】減少数	2人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数
現 状	0人	現在までの退院者数

【目標の達成に向けて】

- 精神福祉の分野では地域の受け皿がまだまだ不足しており、特に日中活動の場となる通所施設について、関連機関や団体、周辺市町と連携を取りながら、既存の事業や施設の活用方法などを検討し、受け皿づくりを支援していきます。
- 日中活動の場以外にも、身近な相談先や専門的な相談支援、地域活動のメニューなどについても充実する必要があります。葉山町自立支援協議会での検討を中心に、各種関連機関や団体、ボランティアと連携し、地域における様々なサポート体制づくりに取り組みます。
- また、地域における精神保健福祉の推進には、住民一人ひとりの正しい理解が不可欠です。精神障害に対する住民の理解を深めるため、様々な機会を捉えて啓発に取り組みます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する人数の目標を設定します。

■ 【参考】国の基本方針 ■

- ・第1期障害福祉計画策定時の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。
- ・平成23年度までに平成17年度の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。

【目標値】

項目	人数	備考
17年度の年間一般就労者数 (実績)	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】年間一般就労者数	2人	平成23年度において施設を退所し、一般就労する者の数
現状(19年度)	1人	

【目標の達成に向けて】

- 十分な数の就労支援事業者が確保できるよう、周辺市町と連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。
- 公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意向を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容や委託事業の開拓を行い、就労先の拡大を図ります。
- 葉山町自立支援協議会での検討を中心に、就労先開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習訓練、就労後の定着支援、さらには再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、町内の就労支援策の充実に努めます。
- また、一般就労への移行を進めるためには、本人や受け入れ側の努力とともに、それに関わる全ての人の見守りや支えが大切であり、地域住民全員の協力が得られるよう、啓発と理解促進に努めます。

第 5 章

計画の推進

1 計画の推進のために

(1) 障害のある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障害のある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

(2) 地域社会の理解促進

障害のある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、地域の住民に障害についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。

社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

2 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

この計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く住民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て開催されている葉山町自立支援協議会を活用し、町の障害福祉に関する支援体制の確立や、町内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

■ 葉山町自立支援協議会の役割 ■

障害者自立支援法では、相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として「地域自立支援協議会」が位置づけられています。

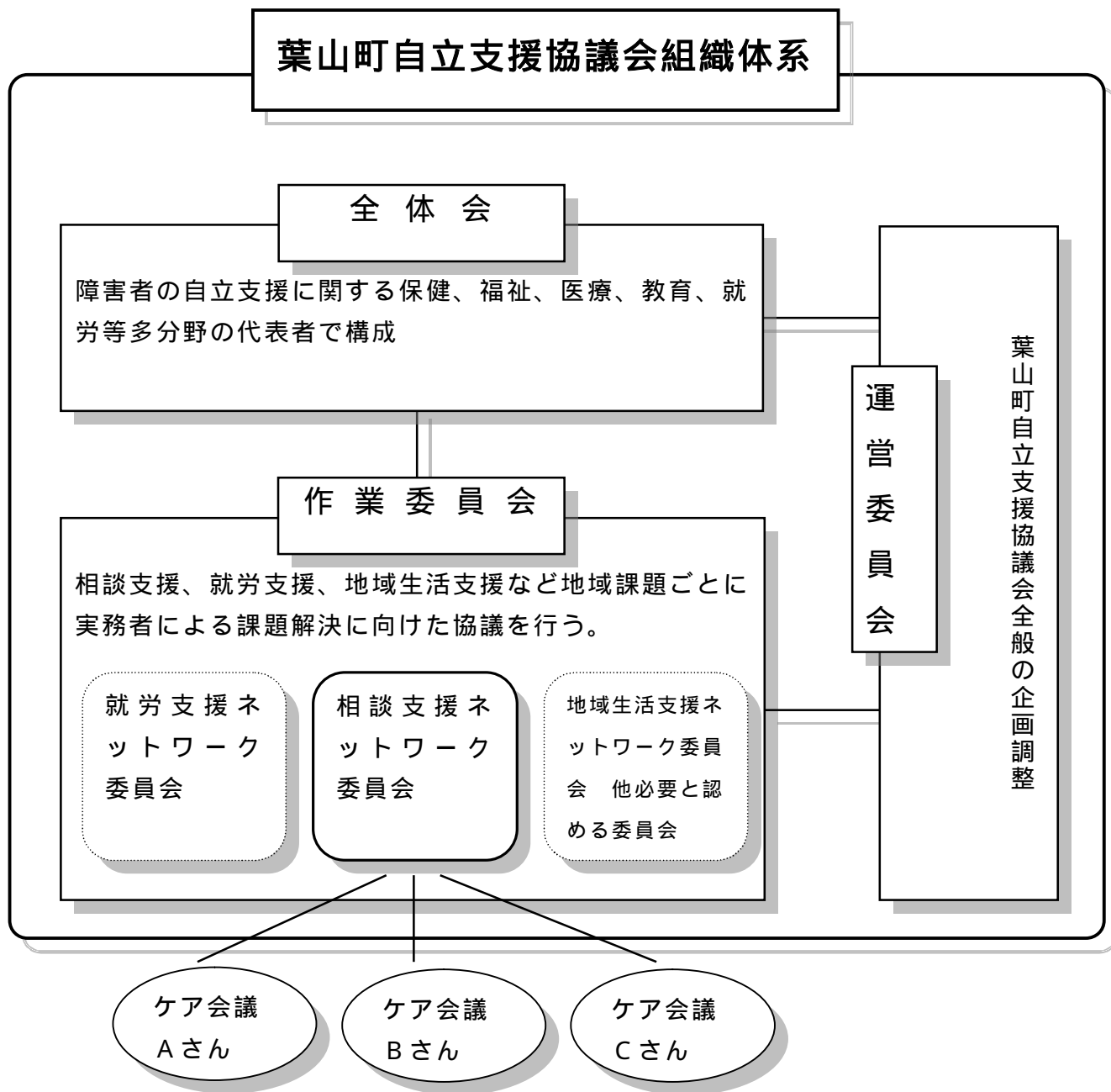
町においてはすでに平成20年3月に葉山町自立支援協議会を設置しており、今後も中立・公平な相談支援事業の実施、地域における障害のある人を支えるネットワークの構築や町内の資源の開発・改善に向けた地域関係機関の連携のあり方、地域における様々な支援策等について検討します。

【構成メンバー】

相談支援事業者、社会福祉協議会、障害福祉サービス事業者、保健福祉関係者、教育・雇用関係者、民生委員、障害者団体、行政関係者など、町の実情を話し合えるよう幅広いメンバーで構成しています。

【主な機能】

- (1) 中立・公正を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議と調整
(当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催します)
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 地域の社会資源の開発と改善に向けた協議
- (5) 障害者計画及び障害福祉計画の実施に関する協議
- (6) その他町が必要と認める事項に関する協議



相談支援の作業委員会は平成20年度に立ち上げ（太枠）

(3) 計画の点検・管理体制

障害のある人やその家族、関係団体との意見交換とともに、葉山町自立支援協議会と連携を図りながら、計画の進捗状況について調査・把握し、計画の着実な推進に努めます。

(4) 国・県との連携

障害のある人の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。